## 平成 30 年度林野庁委託事業

# 「クリーンウッド」利用推進事業のうち 生産国の現地情報収集事業 (大洋州地域等)

報告書

抜粋 【ソロモン諸島】

令和2年3月

林野庁

## : 本国別報告書の抜粋(要約)箇所

## 目 次

1	報行	告書の概要	1
2	事	業の概要	2
	2.1	事業の背景及び目的	
	2.2	事業の実施内容等	3
	2.3	事業の実施体制	11
3	生產	産国における現地情報の収集	12
	3.1	パプアニューギニア	12
	3.2	ソロモン諸島	65
	3.3	ロシア	119
	3.4	ベトナム	155
	3.5	中国	213
巻	未資料	斗(成果報告会資料)	247

## 1 報告書の概要

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下、「クリーンウッド法」という)が施行された。また、平成 29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成30年度補正予算において、生産国における現地情報の収集が予算化され、企画競争の結果、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団法人地球環境戦略研究機関を構成員とする共同事業体の企画が採用され、本事業が実施された。

本事業の目的は、木材関連事業者が効率的に木材等の合法性確認等の取組を実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することである。

調査対象国は、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国の計5カ国であり、それぞれの国において木材流通状況、関連法令・許認可制度、その他参考情報等が収集された。

各調査対象国の現地調査及び文献調査は平成 31 年 3 月から令和元年 11 月にかけて実施され、調査結果の詳細は本報告書の第 3 章に整理されている。

また、本事業の円滑かつ効果的な実施のため、学識経験者、業界団体、林野庁等から成る調査委員会が設置され、事業実施期間中に3回の調査委員会が開催された。

本事業の成果は、令和元年 12 月中旬に開催された成果報告会において広く事業者等の関係者に報告された後、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる様式で整理するとともに、本報告書にとりまとめられた。

## 2 事業の概要

## 2.1 事業の背景及び目的

TPP 協定の「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定された。これを踏まえて、平成 28 年 5 月に「クリーンウッド法」が制定され、1 年後の平成29 年 5 月 20 日に施行された。そして、平成29 年 11 月から、同法に基づく木材関連事業者の登録が開始された。

クリーンウッド法第5条において、事業者の責務として「木材等を利用するに当たっては、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない」と定められており、同法第6条において、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について主務省令で定めるとされている。この措置において、各木材関連事業者は、自ら取り扱う木材・木材製品が合法的に伐採された木材かどうかを判断するために、「デューデリジェンス」(払って然るべき正当な注意義務及び努力)の思想を含めた適切な合法性の確認を行うこととされている。

また、国は、合法伐採木材の利用のための判断基準となるべき事項を定めるとともに、合法 伐採木材の流通及び利用の促進に必要な関連情報を収集・提供することとされており、木材関 連事業者が各生産国からの輸入を行う際に、効率的に合法性の確認を行い、事業が行えるよう 情報を提供する必要がある。

このため、林野庁は、同庁ホームページ内に、合法伐採木材等に関する情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開しており、クリーンウッド法などの法令に加え、木材関連事業者が「合法性の確認」を行う際に有益な生産国の木材の流通状況や関係法令に関する各種情報を掲載している。

このような背景の中、木材関連事業者による木材等の合法性確認等の取組を一層推進するため、平成27、28、29年度の先行事業に引き続き、平成30年度補正予算において「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)」として本事業が実施された。

本事業は、「クリーンウッド法」に基づいて木材関連事業者による合法性の確認等の取組を 一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組を実施できるよう、生産 国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集することを目的としている。

## 2.2 事業の実施内容等

#### 2.2.1 事業の内容

「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域等)に係る仕様書」に示された本事業の具体的な内容は、次のとおりである。

#### 1) 事業概要

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、以下の取組により、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集して、「クリーンウッド・ナビ」に掲載できる形に取りまとめる。

#### 2) 事業の具体的内容

事業の具体的内容は以下のとおりとする。なお、事業の実施にあたっては、あらかじめ林野 庁と協議の上で実施することとする。

#### (1) 調査対象国

ロシア(主に極東)、パプアニューギニア、ソロモン諸島、中国、ベトナム等

#### (2) 調査内容

- ア 森林の伐採に関する法令調査
  - ・伐採に関する法令(改正状況含む)の概要
  - ・伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の有無
  - ・伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件
- イ 木材の流通段階における法令調査
  - ・木材の流通段階における法令の有無及び事例
  - ・木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの有無及び事例
- ウ 木材流通状況調査
  - ・調査対象国の木材流通の特徴(主要な木材輸出製品、木材の原産国等)
  - ・森林認証システムの導入状況
  - ・違法伐採に関する情報の有無・あればその内容

## 2.2.2 事業実施の基本方針

事業の実施に当たっては、上記のような本事業の背景、目的、内容(貴庁の要求事項)を十分に踏まえた上で、当共同事業体のこれまでの経験・教訓や各調査員の「強み」を最大限に活かし、次の基本的な方針を掲げて、事業実施に取り組んだ。

#### 1)調査対象国の選定

調査区分

現地調査

基本的に、「『クリーンウッド』利用推進事業のうち生産国の現地情報収集事業(大洋州地域 等)に係る企画競争応募要領」に記載された国を調査対象国とした。

調査対象国は、大きく次の2つに区分される。

- ①「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち情報の充実が必要な国: パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア(主に極東)
- ②「クリーンウッド・ナビ」に既に掲載している国のうち木材の加工品の貿易がさかんな国: ベトナム、中国

上記①に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に 確認の上、充実が必要な情報を特定し、焦点を絞った効率的な現地調査を実施した。

上記②に区分される調査対象国については、「クリーンウッド・ナビ」の掲載内容を十分に 確認の上、同国が木材を輸入している生産国を特定するとともに、輸入の際の合法性確認に関 する情報に焦点を絞り、効率的な現地調査を実施した。

調査対象国

【大洋州地域】パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国 計5カ国

表 2.2.1 本事業の最終的な調査対象国

## 2)調査範囲

調査対象とする範囲、もしくは調査の枠組みを、クリーンウッド法第6条で事業者の責務と して課せられた「デューデリジェンス」の基本概念に基づき、素材生産から、加工、輸出まで の段階を主な調査対象とした。また、特に加工貿易国である調査対象国②については、過年度 に調査済みの上記の段階の情報を必要に応じて更新すると共に、素材の輸入から再輸出までの 段階を主な調査対象とした。

#### (1) 木材流通状況に関する調査範囲

上述の調査範囲を基本とする上で、日本への木材等の輸入状況は調査対象国ごとに異なるた め、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等に取り組むために求める調査結果も国ごとに異 なる。したがって、各国の木材生産及び輸出入の現況情報を整理して、調査対象国を経由して 対日輸出される主要製品種目を特定した。素材生産国である調査対象国①については、その主 な輸出相手先国として、日本と日本に再輸出する主な加工貿易国を特定した。一方で、加工貿 易国である調査対象国②については、その主な輸入相手先国として、素材生産国を特定した。 これにより、我が国を終点とするサプライチェーンの中で、調査対象国がどこに位置しており、 その製品種目の木材素材の原産国はどこであるかを明確にした上で、調査対象国間の関連性も

考慮しながら情報を収集した。

#### (2) 「合法性の確認」に関する調査範囲

クリーンウッド法上の合法性の範囲とは必ずしも一致しないが、より幅広い合法性の情報を整理するため、EU 木材規則の合法性の範囲を参考とした。EU 木材規則の合法性の範囲は以下のような項目に定義されており、ヨーロッパ木材貿易連盟(ETTF)もリスク評価の調査範囲としてこれを採用している。

- ☑ 合法伐採権(土地所有権、コンセッションライセンス、森林管理・伐採計画、伐採許可)
- ☑ 税金と手数料(ロイヤルティの支払と伐採手数料、付加価値税とその他売上・販売税、 収入及び利益税)
- ☑ 木材伐採(林業(木材伐採)規制、保護地域及び樹種、環境配慮事項、安全衛生、合法的な雇用)
- ☑ 第三者の権利(慣習的な権利、自由で事前の十分な情報に基づく同意(FPIC)、先住民族の権利)
- ☑ 貿易と輸送(樹種・量・品質の分類、貿易と輸送、外国間貿易と振替価格操作、税関 規制、CITES (ワシントン条約)、デューデリジェンス/デュー・ケア)

本事業では、特に木材伐採や第三者の権利に関する項目について、持続可能性に配慮した調達で社会的な関心が高まる傾向にあるため、十分な確認を行うこととした。

#### (3) 「追加的措置」に関する調査範囲

クリーンウッド法では、合法性の確認ができない場合、追加的措置が必要とされている。追加的措置の手法については、EU 木材規則下のリスク低減の手法が参考になると考えられた。 ETTF が EU 木材規則に忠実に策定したリスク低減の手法は、以下のように分類されている。

- ☑ 現地サプライチェーン監査(CoCに特化)
- ☑ 森林管理ユニット (FMU) 監査 (現地FMU監査又はFMU監査に基づく文書確認)
- ☑ 認証/証明木材を要求する
- ☑ サプライヤー代替
- ☑ サプライチェーンマッピング(追加情報の要求)

本事業では、このようなリスク低減に関する手法の内訳を参考にして、各国におけるリスク情報を整理した上で、どのような追加的措置の手法が有効かを考察することとした。

また、最近の持続可能性に配慮した調達においては、監査や認証プロセスにおいて、どのようにして書類と現場・現物の実態に乖離が出ないようにするかが重要になってきているため、こうした点についての確認にも留意することとした。

#### 2.2.3 事業の実施

本事業は、生産国における「現地情報の収集調査の実施」と、「調査委員会の開催」の2つ のコンポーネントで構成され、その結果を「成果報告会の開催」に収斂させ、事業成果につな げるものである。

本事業の実施に当たっての作業フローは、図 2.2.1 に示すとおりであり、それぞれのコンポ ーネントの実施内容は次のとおりである。

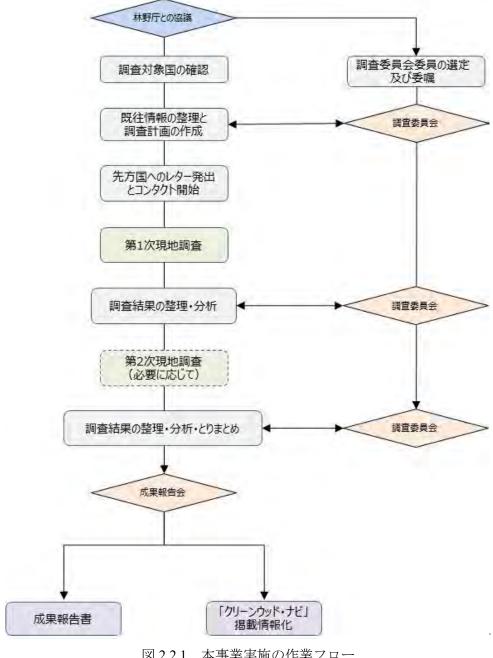


図 2.2.1 本事業実施の作業フロー

#### 【生産国における現地情報の収集】

#### 1) 既往情報の整理

インターネットに公開されている情報を収集して、あらかじめ各国の法令やシステムの概要 を把握して、現地調査で情報収集する内容を計画した。

#### 2) 現地調査の実施

#### (1) 基本的な調査手法

情報収集調査では、2.2.2 の2)調査範囲に示した段階に着目して情報を収集した。収集する情報は、主に、中央政府の森林に関する行政機関、通商産業に関する行政機関において施行している木材生産及び取扱い、流通・加工・輸出に係る法令や許認可等のシステムとし、それぞれの内容を把握するとともに、全体を体系的に把握した。

また、法令・許認可制度の運用実態を把握するために、まず、木材生産者、木材加工業者、流通業者、木材輸出業者等の業界団体等を対象に聴き取り調査を行い、業者のリストやサプライチェーンや産業連関の概況、法令・制度を遵守するための具体的な手続内容、手続きに必要な書類(様式)の入手・記入・提出方法、その他手続のために必要な作業等を明らかにした。その際、木材の輸入に際して合法性に関する配慮事項が設定されている主に EU に向けた木材の取扱いに注目しつつ、日本向け木材輸出における合法木材のトレーサビリティに焦点を当てながら、木材製品の取扱いの実態についても調査した。 さらに、FSC、PEFC 及び PEFC と相互承認している各国で定められた森林認証システム等の状況についても調査した。

#### (2) 調査対象国ごとの調査ポイント

それぞれの調査対象国における木材等の日本への輸出状況を踏まえ、焦点を当てた調査内容は表 2.2.3 に示すとおりとした。

特徴 概況 調査ポイント 国名 ①「クリーンウッド・ナビ」の掲載情報をより充実させる必要がある国 製材、木質パルプなどを日本へ輸出する。 ● 伐採段階、木材流通段階(隣国への輸 ロシア ● 主に中国やフィンランドを中心とする欧州に 出)に焦点を当てる。 (主に極東) 原木・製材・チップ等の輸出実態あり。 ● 合法性の確認手段の1つとして森林認証 ● 森林伐採施業と加工輸出のリスク情報が の有無及び運用実態を調査する。 存在する。 ● 特に中国への輸出と中国を経由した対日 輸出について、中国調査と連関して相乗 的に調査を実施する。

表 2.2.3 調査対象国ごとの調査ポイント

特徴 国名 パプアニューギニア (PNG)	概況      原木を少量日本に輸出する。     原木を大量に、主に中国に輸出する。	調査ポイント  ・ 伐採段階、木材流通段階(近隣国への輸出)に焦点を当てる。 ・ ロシアと同様に、特に中国への輸出と中国を経由した対日輸出について、中国調査と連関して相乗的に調査を実施する。
ソロモン諸島	● PNGと相似的	● PNGと同様
②木材の加工品の質	貿易がさかんな国	
中国	<ul> <li>ウッドパネル、合板、製材、木炭を大量に日本へ輸出する。</li> <li>調査対象国①の素材生産国である3か国を含め、高リスク国と評される国々を含む多様な輸入再手先国から木材を輸入する世界最大の木材市場を形成する。</li> <li>FLEGT-VPAにおける二国間調整メカニズムを設置して、EU行政機関が中国をハブとした多国間調整を実施する。</li> </ul>	<ul> <li>過年度事業で既に木材流通状況とリスク 評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低減手法について焦点を置き調査する。</li> <li>特にEU市場及びその事業者による中国との取引に関連する文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。</li> <li>特に調査対象国①の3か国やその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入と連関して相乗的に調査を実施する。</li> </ul>
ベトナム	<ul> <li>主に木材チップ、木製家具を日本へ輸出する。</li> <li>主に東南アジア諸国から原木や製材を輸入する。</li> <li>2018年に、インドネシアに次ぐ2番目にFLEGT-VPAを締結、TLASの導入段階にある。</li> </ul>	過年度事業で既に木材流通状況とリスク 評価に係る関連法令等の基本情報を整理していることから、その更新及びリスク低減手法について焦点を置き調査する。     特にEU市場及びその事業者のベトナムとの取引関連文献や統計、関係者聴取により、効率的に情報収集する。     特にその他のFLEGT-VPA加盟生産国からの木材輸入や、VPA新規締結によるTLASの導入進捗に着目して調査する。

#### (3) その他の補完的調査手法

上述の基本的な調査手法及び調査ポイントに加えて、より効率的・効果的な情報収集・分析を行うため、文献調査と現地調査の進捗による必要性に応じて、下記の補完的調査を実施した。

#### ①情報収集の準備のための国内聴取調査

デューデリジェンスの実践における課題や収集すべき情報のニーズを事前に調査し、調査範囲及び調査対象国ごとの調査ポイントをより明確にするため、日本国内の代表的な第1種木材関連事業者1、2件程度を対象に聴取調査を実施した。同調査を実施する場合、調査結果の部分的な報告等も行い、そのフィードバックを反映して、実践性の高い調査結果の整理を図った。

#### ②国際会議等における情報収集

文献調査または調査対象国内の聴取調査だけでは把握が困難な、調査対象国を含む生産国・加工貿易国・消費国間の国際的かつ複雑な取組やその動向に関する情報収集と、そのための聴取調査対象者等とのネットワーク構築を効率的・効果的に実施するため、調査対象国やその近隣国等において、国際機関等が開催する国際会議等の催しを利用した。

なお、当共同事業体の構成事業者は、「クリーンウッド」利用推進事業のうち、本事業の他、「追加的措置の先進事例収集事業」も実施している。「追加的措置の先進事例収集事業」の調査対象国であるEU加盟国による、本事業の調査対象国内における追加的措置の先進事例についても、必要に応じて情報収集し、両事業が相乗的に成果を達成できるようにした。

#### (4) 現地調査の実施

本事業の調査対象国のうち、パプアニューギニア、ソロモン諸島、ロシア、ベトナム、中国 の5カ国に関連して、下表のとおり現地調査を実施し、必要な情報を収集した。

公 2.2.7 阴 且 / ] 水 国 / ] <sup>*</sup> / 旧 + K · (人 来 ) 阿 且 <sup>*</sup> / M 女		
調査対象国	現地調査期間	
ベトナム	令和元年6月24日~7月4日	
パプアニューギニア	令和元年8月18日~31日	
ソロモン諸島	令和元年8月31日~9月7日	
ロシア	令和元年8月11日~31日、11月6日~14日	
中国	令和元年9月6日~13日、10月17日~25日	

表 2.2.4 調査対象国別の情報収集調査の概要

## 【調査委員会の開催】

本事業では、生産国における現地情報を効率的かつ的確に収集するとともに、木材関連事業者が理解・活用しやすく整理することが必要であるため、林野庁の他、木材等製品の流通、合法性等に関する学識経験者、業界団体、NGO等から成る調査委員会を設置し、委員より多角的な助言を得ながら、事業を進めた。

調査委員会委員は、林野庁担当者と協議の上、表 2.2.5 に示す 6 名を選考して委嘱した。

No.	種別	氏 名	所 属
1	学術経験者	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
2	子們在缺伯	立花 敏	筑波大学生命環境系 准教授
3		奥田 辰幸	日本製紙連合会 常務理事
4	業界団体	岡田 清隆	日本木材輸入協会 専務理事
5		加藤 正彦	一般社団法人全国木材組合連合会 企画部長
6	NGO	相馬 真紀子	WWFジャパン 森林グループ長

表 2.2.5 調査委員会委員

調査委員会は、本事業の実施期間中に、3回(開始時、中間報告時、取りまとめ時)開催した。各調査委員会の開催時期、目的・内容等は、下記に示すとおりである。

表 2.2.6 調査委員会の開催時期及び目的・内容

調査委員会	開催年月日・場所	開催目的・内容
第1回	日時:令和元年5月27日(月) 13:00-15:00 場所:地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	<ul><li>・委員の紹介</li><li>・本事業の背景、事業内容等の説明</li><li>・調査対象国の概要説明及び現地調査の実施計画案の説明</li><li>・本事業の実施方針等に関する協議 等</li></ul>
第2回	日時:令和元年9月2日(月) 13:00-14:50 場所:地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	・ベトナムにおける現地調査結果の概要説明 ・PNG、ソロモン諸島、ロシア、中国の事前情報収集結果の概 要説明及び今後の現地調査の実施方針・方法の協議等
第3回	日時:令和元年11月22日(金)13:00-15:30 場所:地球環境戦略研究機関 東京サステイナビリティフォーラム事務所 会議室	・ 全調査対象国の調査結果のとりまとめに係る説明 ・ 今後の報告会開催、報告書の最終化の方針・方法の協議等

#### 【成果報告会の開催】

各調査対象国における現地調査・文献調査の結果について、「クリーンウッド・ナビ」への 掲載に先がけて、木材等関係事業者、関連業界団体、NGO等、広く関係者に報告するため、 下記のとおり、成果報告会を開催した。

日時:2019年12月19日(木)

13 時 30 分~16 時 30 分

場所:主婦会館プラザエフ9F 「スズラン」

〒102-0085 東京都千代田区六番町十五番

参加者数:64名



## 2.3 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を行うため、それ ぞれの国の森林・林業政策や木材の流通に精通している技術者や、海外調査の豊富な経験を有 する技術者を多く配置する必要がある。そのため、一般社団法人日本森林技術協会と公益財団 法人地球環境戦略研究機関が共同事業体を形成し、本事業を実施した。

共同事業体の両調査員が調査対象国における迅速かつ円滑な情報収集を分担して実施した後、主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会が、収集した情報をとりまとめて整理した。

本事業の実施体制として、共同事業体の主幹機関である一般社団法人日本森林技術協会に、 管理技術者、照査技術者及び事業責任者(主査)を配置し、主査の下、共同事業体の両構成員 から事業担当者を選出して本事業の実施チームを編成した。主査を含む事業担当技術者には、 海外における調査業務の経験が豊富な技術者、本事業の調査対象国における業務経験を有する 技術者を配置し、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えた。

さらに、調査のスケジュールや作業量に柔軟に対応できるよう、一般社団法人日本森林技術 協会の事業部森林情報グループ及び企画グループにバックアップ要員を配置した。

表 2.2.7 事業実施・バックアップ体制(主な業務従事者)

区分	氏 名	所属・役職	
管理技術者	金森 匡彦	(一社)日本森林技術協会事業部 上席技師 森林情報グループ長	
照査技術者	小林 周一	(一社)日本森林技術協会事業部 首席技師 国際協力グループ長	
主査	中村 有紀	(一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ	
業務担当者	氏 名	所属·役職	
西尾 秋祝		(一社)日本森林技術協会事業部 指導役 国際協力グループ	
松本 淳一郎		(一社)日本森林技術協会事業部 主任技師 国際協力グループ リーダー	
橋口 秀実		(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 国際協力グループ	
米 金良		(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ	
藤崎 泰治		(公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 研究員	
鮫島 弘光		(公財)地球環境戦略研究機関自然資源・生態系サービス領域森林保全タスク 主任研究員	
山ノ下 麻木乃		(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 森林保全タスク 主任研究員	
Henry SCHEY	VENS	(公財)地球環境戦略研究機関 自然資源・生態系サービス領域 プログラムディレクター	
(バックアップ)			
郡麻里		(一社)日本森林技術協会事業部 技師 森林情報グループ	
永野 裕子		(一社)日本森林技術協会事業部 専門技師 森林情報グループ	
宮部 秀一		(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ リーダー	
島崎 奈緒実		(一社)日本森林技術協会 事業部 企画グループ 事務主任	

## 3.2 ソロモン諸島

#### 3.2.1 木材生産・流通の状況

#### 1) 木材生産・流通の特徴

#### (1) 森林の概況

ソロモン諸島はパプアニューギニアの東方に位置し、国土面積は 280 万 ha で、990 の島々からなり、9 州に分かれる。FAO の「Global Forest Resources Assessment 2015」 によれば 2015 年の森林面積は約 220 万 ha、森林被覆率は 78%で、太平洋州で最も高い。一方で国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)に提出された国家森林参照レベル策定レベル作成のため実施された衛星画像を使った調査2では、2017 年の全国の森林面積は 252 万 ha、森林被覆率 90%と報告されている。またソロモン諸島林業研究省が 2019 年に発表した資料3でも、森林率は 90%とされている。

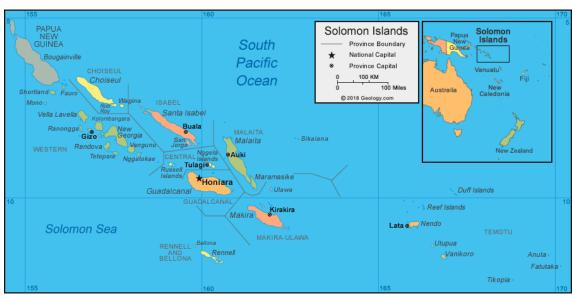


図 3.2.1 ソロモン諸島

#### ① 天然植生

ソロモン諸島の天然植生は、低地熱帯雨林、丘陵林、山地林、淡水湿地・河畔林、マングローブ林、草地と他の非森林地、の6タイプに分かれる<sup>4</sup>。

 $<sup>^{\</sup>scriptscriptstyle 1}\,$  FAO. (2015). Global Forest Resources Assessment 2015.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Solomon Islands Government (2018) Solomon Islands National Forest Reference Level. Submission for the UNFCCC Technical Assessment 2019。全国に 5,858 ポイントを設定し、Google Earth などの高解像度衛星データで植生判別

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Vigulu, V. W. (2019). Forest resources, forestry industry and the way forward. Solomon Islands Government

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Whitemore, T. C. (1969). The Vegetation of the Solomon Islands. Philosophical Transactions of the Royal Society of London. Series B, Biological Sciences, 255(800), 259–270. Ministry of Forestry & Research, Solomon Islands Government. (2019) <a href="http://www.mofr.gov.sb/foris/forestArea.do#marker">http://www.mofr.gov.sb/foris/forestArea.do#marker</a>, Pauku, R. L. (2009). Solomon Islands Forestry Outlook Study (Working Paper No. APFSOS II/WP/2009/31; ASIA-PACIFIC FORESTRY SECTOR OUTLOOK STUDY II, Issue 677). http://www.fao.org/3/a-am626e.pdf, SIG

表 3.2.1 ソロモン諸島の植生タイプ5.6

植生タイプと面積	3.2.1 プロモブ語島の恒王ダ	主な樹種
草地と他の非森林地 (約 30 万 ha: 国土面積の 11%)		樹木は生息しない 主な草本種: Imperata Cylindrica Dicranopetra Linearis Themeda Aurtalis Mimosa Invisa Morinda Citrifolia Saccharum Sponteneum Polygala Paniculata Timonius Timon
マングローブ林/塩性湿地林 (約3万 ha:1%)	・河口及び海浜	Barringtonia asiatica Calophylum innophylum Casuarina Equesetifolia Terminalia Catappa Intsia Bijuga 用材種: Terminallia Brassi Dillenia Salomonensis
淡水湿地林および河畔林 (約 0.8 万 ha:0.3%)		Inocarpus fagifer Mextroxylon salomonense M. sagu Barringtonia racemose 用材種: Terminalia brassii Dillenia salomonensis
低地熱帯雨林 (約 128 万 ha:46%)	・標高 200m 以下 ・林冠高 5-70m ・サイクロンや人間活動の 影響を受ける ・二次林も存在	用材種 Campnosperma brevipetiolata Dillenia salomonensis Endospermum medullosum Parinari salomonensis Terminalia calamansanai Schizomeria serrata Maranthes corymbosa Pometia pinnata Gmelina moluccana Elaeocarpus sphaericus Vitex cofasus. 果樹: Canarium spp Syzygium malaccensis Magnifera minor Spondius dulce Barringtonia procera B. edulis Artocarpus altilis Gnetum gnemon Burkella obovata
丘陵林 (約 94 万 ha:34%)	·標高 200-600m	Pometia pinnata Gmelina moluccana Elaeocarpus sphaericus

(2018) 前掲、Vigulu (2019) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Pauku (2009) Solomon Islands Forestry Outlook Study, Solomon Islands Government (2018) Solomon Islands National Forest Reference Level. Submission for the UNFCCC Technical Assessment 2019 6 各植生タイプの面積は資料によって大きく異なるが、Solomon Islands Government (2018)の値を示した。

		Campnosperma brevipetiolata Dillenia salomonensis Endospermum medullosum Parinari salomonensis Terminalia calamansanai Schizomeria serrata Maranthes corymbosa Vitex cofasus 果樹: Canarium spp. Gnetum gnemon Artocarpus altilis
山地林 (約 24 万 ha:9%)	・標高 600 m 以上 ・稜線や山頂などでは より低い標高にも存在 ・林冠は小さく密	Callophyllum kajewskii Callophyllum pseudovitiense Eugenia spp. Dacrydium spp. Pandanus spp. Racembambos scandens シダなど

#### ② 人工林

林業研究省の統計によれば、2011年時点のソロモン諸島全体の人工林プランテーション面積は 3.56 万 ha で、その約 80%はウエスタン州に所在している $^7$ 。また 2017年の衛星画像を使った調査では、全国の人工林の面積は 2.4 万 ha と推定されている $^8$ 。

人工林は2タイプ存在する:

#### ■ 登録地における民間企業によって管理されたプランテーション

2008 年時点における企業による植林地は 2.22 万 ha であった<sup>9</sup>。ほとんどはウエスタン州の 2 社のプランテーションによるもので、それぞれ 1.2 万 ha、0.9 万 ha の面積を擁する<sup>10</sup>。主な植林樹種は、ユーカリ(Eucalyptus deglupta, 28%<sup>11</sup>)、Gmelina arborea(19%)、マホガニー(Swietenia macrophylla, 14%)、Camnospermum breviopelatum(14%)、チーク(Tectona grandis)、アガチス(Agathis spp.)、Terminalia spp.、アカシア(Acacia spp.)である<sup>12</sup>。ユーカリ、Gmelina などは合板の原料としても使われる<sup>13</sup>。

林業研究省はチーク、ユーカリ、ローズウッド、Kwila、Vitex の植林を進めたいと考えており、さらにあと2つ植林プランテーションを作りたいと考えている。このため海外からの投資に期待をしているとのことであった(林業研究省2019年ヒアリング)。

-

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲

<sup>8</sup> SIG (2018) 前掲

<sup>9</sup> Solomon Islands State of Environment Report (2008). Ministry of Environment Conservation and Meteorology. Pacific Horizon Consultancy Group, Honiara, Solomon Islands.

<sup>&</sup>lt;http://www.sids2014.org/content/documents/180SOLOMONISLANDS-STATEofENVIRONMENT2008.pdf> 10 Bennett, G., Cohen, P., Schwarz, A. M., Albert, J., Lawless, S., Paul, C., & Hilly, Z. (2014). Solomon Islands: Western Province Situation Analysis. In CGIAR Research Program on Aquatic Agricultural Systems: Vol. Project Re (CGIAR Research Program on Aquatic Agricultural Systems).

<sup>11 2006</sup>年の面積割合。Pauku (2009) 前掲

<sup>12</sup> FAO (2009) Solomon Islands Forestry Outlook Study

<sup>13</sup> Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲



図 3.2.2 ウエスタン州のFSC認証人工林プランテーション(Eucalyptus deglupta)

#### ■ 慣習地における村、家族、教会コミュニティが管理する植林地

慣習地における地域住民による植林面積は、2005 年時点で約 9,000ha と推定されている $^{14}$ 。主な植林樹種は企業によるプランテーションとは異なり、チーク (*Tectona grandis*) が多く (67%)、次いでマホガニー (*Swetenia macrophylla*, 12%)、ユーカリ (*Eucalyptus deglupta*)、*Gmelina arborea* である $^{15}$ 。

また用材樹種の他、輸出用コプラの生産や自家消費用に作られるココナッツのプランテーションも存在する<sup>16</sup>。

68

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Pauku (2009) 前掲

<sup>15</sup> Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲、Pauku (2009) 前掲

<sup>16</sup> Vigulu (2019) 前掲

#### (2) 森林の劣化・減少

ソロモン研究林業省の統計 $^{17}$ によれば 2005 年の森林面積は 224 万 ha、2010 年の森林面積は 221 万 ha と推定されており、過去 10 年間でほとんど変化がなかった。国家森林参照レベル作成のための調査においても、2001-2017 年の森林減少率は 0.4%と推定されている $^{18}$ 。森林減少の主な原因は、商業的伐採、農業(主にオイルパームプランテーションの拡大)、鉱業・インフラ開発である $^{19}$ 。

衛星データの解析<sup>20</sup>からは、2000-2017年の間にソロモン諸島の森林の18%が伐採、9%が一時的な耕作による攪乱を受けた。丸太輸出量の増加と対応し、伐採による年間の森林攪乱面積は一貫して増加しており、2017年には6万 ha であった。

1991~94年に実施された資源量調査では、持続可能な伐採量は年間 25~30万 m3 と推定され、2006年に実施されたソロモン諸島森林管理プロジェクトにおいても、持続可能な伐採量は年間 30 万 m3 と推定された $^{21}$ 。一方ソロモン諸島における年間伐採量は 1990年代以降、常にその量を超過している。このため 2006年の国家森林調査では、2010年までに生産が急減し、2015年に枯渇し、将来は木材輸入国になると予測された  $^{22}$ 。またソロモン諸島中央銀行(CBSI)のレポートによれば、伐採が商業的に成り立つ 天然林資源は 2036年までに枯渇すると予測されている $^{23}$ 。

輸出目的の木材資源の過剰な伐採、森林の劣化、それにともなう将来の伐採産業の崩壊の予測について多くの報告があり、ソロモン諸島政府自身も認識し、公表している<sup>24</sup>。 過剰な伐採を抑制する政策は 1980 年代から何度も取られようとしているが、政権交代に伴う政府方針の変化もあり、効果的なものとなっていない<sup>25</sup>。 林業研究省 (2019 年ヒアリング)によれば、基本的には国土の大部分を占める慣習地 (2)(1)森林管理の状況)をどのように利用するかの決定権はその所有者の地域コミュニティにあるため、政府としてコントロールすることは難しいという見解であった。また伐採企業も、現在の状況は伐採を許可した土地所有者に責任があると主張している<sup>26</sup>。

\_

<sup>17</sup> Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲

<sup>18</sup> SIG (2018) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Government of Solomon Islands (2010) Initial Programme Document – Solomon Islands. Prepared by the Government of the Solomon Islands for the UN-REDD Programme 5th Policy Board Meeting, November 2010.、SIG (2018) 前掲

<sup>20</sup> SIG (2018) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> URS Australia (2014) Markets Study for Solomon Islands Timber Exports

<sup>22</sup> Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲

 $<sup>^{23}</sup>$  Central Bank of the Solomon Islands, 2011 annual report, p. 17,  $\,$  http://www.cbsi.com.sb/wpcontent/uploads/2016/09/AR-2011.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> URS Sustainable Development Project Managers and Consultants. (2003) National Forest Resource Assessment. Report prepared under the Solomon Islands Forest Management Projec for AusAid and the Ministry of Forestry Environment and Conservation. October 2003, Canberra, Australia. Hughes, T., Crawford, P., Sutch, H. and L, Tacconi. (2010) SI Forest Management Project II: independent completion report. Report Prepared for AusAid August – March 2010. UN-REDD Programme (2013). Solomon Islands: REDD+ Background Document, Final draft, September 2013. https://www.rnz.co.nz/international/pacific-news/391264/logging-rate-unsustainable-in-solomons-admits-official.

https://www.solomontimes.com/news/log-exports-account-for-79-of-solomon-islands-foreign-reserves/9100

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> Frazer, I. (1997) The Struggle for Control of Solomon Island Forests. Contemporary Pacific 9:39-72.

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> https://www.sibconline.com.sb/not-our-responsibility-solomon-forest-association-says-logging-impacts-an-issue-for-landowners/

#### 2) 木材生産・流通の特徴

#### (1) 森林管理の状況

#### ■ 慣習地(Customary land)

ソロモン諸島の国土面積の 87%は慣習地である。憲法に従い、慣習地では地域コミュニティの土地と森林に関する権利が保証されている。慣習地は個人ではなく、コミュニティ、部族、氏族 (クラン)、家系などによって所有される。2005 年の慣習地における森林面積は 223 万 ha であった $^{27}$ 。

慣習地を調査し登録する公的な制度は存在せず、その目的のために制定された慣習地記録法は、実際には施行されていない<sup>28</sup>。また、複数のグループが重複して同じ場所に権利を持つこともある<sup>29</sup>。このためしばしばコミュニティ間で境界争いがおきており、事業者が伐採権を得るために土地所有者を特定することは困難になることが多い<sup>30</sup>。

慣習地の大部分は天然林だが、1985 年に地域住民による植林が始まり、2005 年には約9,000 ha に拡大している。特にウエスタン州のクリスチャンフェローシップ教会の植林地は 4,000 ha 近くに達している $^{31}$ 。2007-2012 年には林業研究省の事業で、全国 17,000 ヶ所で合計 7,000 ha 以上の植林が行われていた $^{32}$ 。政府や Natural Resources Development Foundation: (NRDF) などの地元 NGO、オーストラリア政府の ODA (AudAID) による支援のほか、ウエスタン州、チョイスル州の人工林プランテーション企業による周辺の地域住民へのサポートも行われている。

地域住民の植林地がどの程度更新されたり手入れされたりしているかは不明であるが <sup>33</sup>、近年ウエスタン州で行われた調査によれば、間伐が行われていないため、細く重い材 ばかりになってしまっているということであった <sup>34</sup>。地域住民の植林地は伐採会社が伐 採を行った跡地に造成されるが、必ずしも搬出に便利な場所に造成されるわけではない。

またヒアリングによれば、地域住民による植林は近年減少傾向にあるという。その理由は労力がかかる、木材の市場へのアクセスがない、市場はあっても政府のサポートがないためとのことである(林業研究省ムンダ事務所 2019 年ヒアリング)。ウエスタン州では、林業研究省が現在も苗木の配布などを行っているが、受け取りに来る地域住民は少ないとのことであった(ウエスタン州 2019 年ヒアリング)。

<sup>27</sup> Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> NEPCon. (2018). Timber Legality Risk Assessment Solomon Islands.

<sup>&</sup>lt;a href="https://www.nepcon.org/sites/default/files/2019-02/NEPCon-TIMBER-Solomon Islands-Risk-Assessment-EN-V1.0.pdf">https://www.nepcon.org/sites/default/files/2019-02/NEPCon-TIMBER-Solomon Islands-Risk-Assessment-EN-V1.0.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Corrin, J. (2012). REDD+ and Forest Carbon Rights in Solomon Islands: Background Legal Analysis, SPC/GIZ Regional Project, Climate Protection through Forest Conservation in Pacific Island Countries, Suva, Fiji.

<sup>30</sup> Ministry of Forestry & Research (2019) 前掲、Vigulu (2019) 前掲

<sup>31</sup> Vigulu (2019) 前掲

<sup>32</sup> https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11955457.pdf

<sup>33</sup> NEPCon (2018) 前掲

<sup>34</sup> Vigulu (2019) 前掲

#### ■ 登録地(Registered land)

国土の 13%は登録地となっている。登録地は譲渡地(Alienated land)とも言われる。イギリス植民地政府(1893~1978 年統治)が、当時主に人が住んでいなかった地域の森林を指定した。2005 年の登録地における森林面積は 0.6 万 ha であった<sup>35</sup>。ウエスタン州の 2 社のプランテーション面積が大きく、政府から登録地を 75 年間の契約で借地し、ユーカリ、チーク、*Gmelina* などの人工林プランテーション経営を行っている。なお登録地における天然林での伐採は認められていない<sup>36</sup>。

慣習地に比べ、登録地の境界や所有権は明確で土地紛争は少ないと言われる<sup>37</sup>。しかし全くないわけではない。ウエスタン州コロンバンガラ島の人工林プランテーションが所在する登録地は 1903 年に設定され、天然林伐採が行われた後、1989 年から現在の会社が人工林経営を行っているが、地域住民からの働きかけにより、1992 年に土地の永続的な所有権が地域住民に返却され、政府が委託を受けて管理をしているという形態に変更された<sup>38</sup>。

#### (2) 木材生産の状況

ソロモン諸島における商業伐採は 1920 年代に始まった<sup>39</sup>。イギリス植民地時代には、ほぼすべての商業伐採は登録地のみで行われていたが、独立直前の 1977 年に森林木材改正法(Forests and Timber Amendment Act)が公布され、慣習地でも商業伐採が行われるようになった<sup>40</sup>。しかし慣習地において住民と伐採会社の紛争が多かったため、1984 年に地域住民との標準伐採合意(Standard Logging Agreement)を得ることを伐採許可取得の要件とするように改正され、名前も森林資源・木材利用法(Forest Resource and Timber Utilization Act)と改められた。

ソロモン諸島における商業的な木材生産は、森林資源・木材利用法で規定される伐採ライセンス(Felling Licence)または木材加工ライセンス(Milling Licence)取得者によってなされているが、量的には伐採ライセンスによる天然林択伐が多い。輸出量データ(図 3.2.3)から示唆されるように、商業伐採は 90 年代半ばにピークを迎えた後、アジア通貨危機(1997-1999 年)などの影響でやや減少したが、2000 年代後半以降一貫して増加が続いてきた。2016-2018 年のソロモン諸島の年間丸太生産量は 250 万 m3 を超過していた。

1990年代以降、丸太はソロモン諸島の最も価値のある輸出商品となり41、現在のソロモン諸島政府の主要な歳入源の一つとなっている。2016-2018年において、林業セクターからの収入(主に丸太輸出)はソロモン諸島の外貨収入の約65%を占め、国家歳入の

<sup>35</sup> Hameiri, S. (2012). Mitigating the Risk to Primitive Accumulation: State-building and the Logging Boom in Solomon Islands. Journal of Contemporary Asia, 42, 405–426.、Ministry of Forestry & Research (2019) 前規

<sup>36</sup> NEPCon. (2018). Timber Legality Risk Assessment Solomon Islands.

 $<sup>&</sup>lt; https://www.nepcon.org/sites/default/files/2019-02/NEPCon-TIMBER-Solomon\ Islands-Risk-Assessment-EN-V1.0.pdf >$ 

<sup>37</sup> NEPCon (2018) 前掲

<sup>38</sup> Pauku (2009) 前掲

<sup>39</sup> Kabutaulaka (2006) 前掲

<sup>40</sup> 田中求. (2004). ソロモン諸島における森林政策の展開と課題. 林業経済, 57, 1-16.

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> Allen, M. (2011). The Political Economy of Logging in Solomon Islands, Chapter 12 in Duncan, Ron (ed.), The political economy of economic reform in the Pacific. Mandaluyong City, Philippines: Asian Development Bank.

約 20%を占めた42。地方自治体レベルでも、例えば商業伐採が盛んなウエスタン州では、 州政府の収入の80%が伐採業からによるものであった43。

ソロモン諸島では 1998-2003 年に首都が所在するガダルカナル島の元からの住民と、 政治経済的な力が強いマライタ島からの移住者の間で「エスニック・テンション」と呼 ばれる民族紛争が生じ、経済も混乱した。オーストラリア政府主導の「ソロモン諸島地 域支援ミッション: RAMSI (2003-2017 年派遣)」によって、治安や経済が回復したが、 それに伴う貨幣経済の拡大が近年の伐採増加の原因の一つとなったと分析されている44。 現在原生林の伐採はほぼ終わっており、2回目の伐採が行われている(JICA2019年 ヒアリング)。3回目の伐採が行われている地域も存在する(NRDF 2019年ヒアリング)。 2回目以降の伐採が盛んなウエスタン州、イサベル州では胸高直径 15 cm近くの小径木ま で伐採されている45。

現在のソロモン諸島における木材生産の主な担い手はマレーシアを主とする外資企業 である。しかしウエスタン州など地域住民が慣習地にチークを植林し、販売できる段階 まで成長したケースも存在し、2020年代前半には重要な木材供給源になるであろうと いう予測もある46。

商用樹種は、天然林種は25種、植栽種は5種程度知られている(林業研究省2019 年ヒアリング)。Midgley & Laity (2009)は以下の樹種を主な商業樹種として挙げてい る<sup>47</sup>。

<sup>42</sup> SIG (2018) 前掲、Vigulu (2019) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> Bennett et al. (2014) 前掲

<sup>44</sup> Hameiri (2012) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> Katovai, E., Edwards, W., & Laurance, W. F. (2015). Dynamics of logging in Solomon Islands: The need for restoration and conservation alternatives. Tropical Conservation Science, 8(3), 718-731. https://doi.org/10.1177/194008291500800309

<sup>46</sup> NEPCon (2018) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> Midgley, S., & Laity, R. (2009). Development of a Market Information System for Solomon Islands Timbers. Salwood Asia Pacific Pty Ltd. <a href="https://doi.org/10.1017/CBO9781107415324.004">https://doi.org/10.1017/CBO9781107415324.004</a>

#### 表 3.2.2 主要伐採樹種48

#### 原木輸出樹種

	<del>-</del>
学名	通称(trade name)
Palaquium	pencil cedar, red silkwood, nyatoh
Pometia pinnata	akwa、 taun
Calophyllum spp	kalofilum
Pouteria spp (syn. Planchonella)	red/white pouteria
Gonystylus macrophyllus	ramin
Schizomeria serrata	beabea, pink birch
Dillenia spp	simpoh
Terminalia brassii	brown terminalia
Canarium indicum	gnali
Burkella spp	red silkwood, nyatoh
Celtis spp	hard/light celtis
Alstonia scholaris	milky pine
Dysoxylum spp	red dysoxylon
Endospermum medullosum	basswood
Amoora cucullata	amoora/ pacific maple
Parinari papuana	busu plum
Maranthes corymbosa	busu plum
Campnosperma brevipetiolatum	campnosperma
Agathis macrophylla*	agathis、 vanikolo kauri
Syzygium spp	water gum
Vitex cofassus*	vasa, Vitex

#### 製材樹種

Pterocarpus indicus	rosewood
Intsia bijuga**	Kwila, merbau
Agathis macrophylia	kauri
Dracontomelon dao	walnut
Gmelina moluccana	canoe tree, white beech
Canarium spp、Calamus spp	rattan

#### 植林樹種

Tectona grandis	teak、
Swietenia macrophylla	mahogany、
Gmelina arborea	white teak
Eucalyptus deglupta	kamarere, bagras, leda
Acacia mangium	mangium, salwood, black wattle
Ochroma lagopus	balsa

また、以下のように地域ごとに多い樹種が知られているが、量的なデータはない(林 業研究省 2019 年ヒアリング)。

• ベララベラ島レオナ (ウエスタン州): Palaquim

• サンタクルーズ諸島 (テモツ州): Agatis

• 他の島: Pometia、Calophylla

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> Midgley & Laity (2009) Development of a Market Information System for Solomon Islands Timbers

#### ① 伐採ライセンス (Felling Licence) による伐採

2019 年現在、伐採ライセンスは 325 ライセンス発行されているが、そのうち操業中のものは 154 ライセンスである (林業研究省 2019 年ヒアリング)。操業していないライセンスは、土地紛争中や、伐採機械の故障などの理由による。

多くのライセンスホルダーは地域の土地所有者で、 伐採はライセンスホルダーと契約を結んだ伐採企業によって行われていることが多いが、伐採企業自身がライセンスホルダーであることもある (林業研究省、ソロモン森林事業者協会 Solomon Forest Association: SFA 2019 年ヒアリング)。

ほとんどの伐採会社はソロモン森林事業者協会(SFA)のメンバーである(林業研究省 2019 年ヒアリング)。SFA のメンバー企業は現在 74 社で、2 社を除いてすべて外資であり、そのほとんどはマレーシア・サラワク州の企業で、その他は中国 2-3 社、オーストラリア 1 社、フィリピン 2 社である。大規模な伐採企業は下請け会社による操業も行っている(SFA2019 年ヒアリング)。SFA はメンバーシップ合意書をもとにメンバーを監督しており、2007 年に施行された森林資源・木材利用(木材ライセンスと木材伐採)規則によれば、SFA メンバー以外の企業が伐採すること、また外国企業が新規に SFA のメンバーになることは認めてられていない49。しかし実際にはそれ以降も、SFA 会員以外の新規参入業者に対しても伐採ライセンスが発行され続けている50。

#### ② 木材加工ライセンス (Milling Licence) による伐採

2019 年時点で木材加工ライセンスは 90 ライセンス発行されている(林業研究省 2019 年ヒアリング)。約半分のライセンスホルダーは自前の製材機械を持っておらず、ローカルないし外資の請負業者に依頼して操業を行っている。

製材品は、地域住民が伐採地で薄板に加工して搬出するか、伐採会社が伐採コンセッションで製材ないし丸太のまま製材工場へ輸送して、加工することによって製造される。正確な量は不明だが、大半は前者由来と言われている<sup>51</sup>。製材品の輸出事業者は国内に10-15 存在し、そのほとんどは首都のホニアラ、数社はウエスタン州のノロに所在する<sup>52</sup>。そのうち 6 社は主に海外市場に、3 社は主に国内市場に、2 社は両方に販売しているといわれている<sup>53</sup>。

また伐採事業者の中には、自社で単板製造装置(ロータリーレース)を持ち、単板を製造・輸出している事業者もいる。

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> Vigulu (2019) 前掲、Solomon Today Post (2016)

<sup>&</sup>lt;a href="https://solomontodaypost.wordpress.com/2016/10/17/govt-tightens-control-on-logging-Licences/">https://solomontodaypost.wordpress.com/2016/10/17/govt-tightens-control-on-logging-Licences/</a>

 $<sup>^{50}</sup>$  https://www.solomonstarnews.com/index.php/viewpoint/private-view/item/10855-is-the-forestry-sector-the-next-battleground

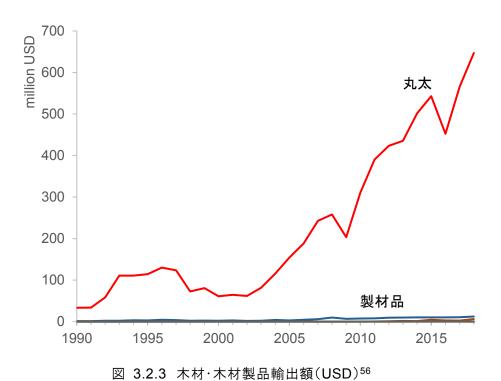
<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> URS Australia (2014) 前掲

<sup>52</sup> URS Australia (2014) 前掲

<sup>53</sup> URS Australia (2014) 前掲

#### (3) 木材貿易の状況

ソロモン諸島で伐採された木材の大部分(2018 年では国内丸太生産量 98%)は、丸太のまま輸出されている。ITTO のデータ $^{54}$ によれば、2018 年のソロモンからの丸太輸出量は 318 万 m3、輸出額は 6.5 億 USD( $\stackrel{1}{=}$ 695 億円)であった。一方、製材品輸出量は 1.5 万 m3(1,226 万 USD $\stackrel{1}{=}$ 13 億円)、単板輸出量も 1.5 万 m3(613 万 USD $\stackrel{1}{=}$ 6 億円)であった。ソロモン諸島政府は 1980 年代から国内の木材産業育成策を取ってきた $^{55}$ が、その成功は限定的なものに留まっている。



#### ① 丸太輸出

丸太の輸出量、輸出額ともに、2000年前後にやや減少したものの、一貫して増加傾向にある。ソロモン諸島からの丸太輸出のためにはソロモン諸島中央銀行(Central Bank of Solomon Islands: CBSI)から特別輸出許可(Specific Authority to Export)を取得する必要があるが、2018年には合計 282 万 m3 の丸太の輸出のために 924 許可が発行された57。

丸太の輸出先は、90 年代は日本および韓国向けが多かったが、2000 年代以降は中国向けが増加し続け、現在は8割近くが中国向けである。中国にとっては、ソロモン諸島はパプアニューギニアに次ぐ熱帯材丸太の輸入先となっている58。また近年はインド向

56 ITTO データベースから作成

<sup>54</sup> https://www.itto.int/biennal\_review/?mode=searchdata

<sup>55</sup> Frazer, I. (1997) 前掲.

 $<sup>^{57}</sup>$  CBSI (2018) Annual Report 2018 <a href="http://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2019/05/CBSI-Annual-Report-2018\_-2MB.pdf">http://www.cbsi.com.sb/wp-content/uploads/2019/05/CBSI-Annual-Report-2018\_-2MB.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> Global Witness (2018) Paradise Lost 'How China can help Solomon Islands protect its forests.

 $<sup>&</sup>lt;\!\!\!\text{https://www.globalwitness.org/en/campaigns/forests/paradise-lost/},$ 

https://www.nationalgeographic.com/science/2020/01/deforestation-in-the-solomon-islands/>

けの輸出量も増加した。日本へは、90年代には年間 40万 m3程度輸出されていたが、2000年代以降は少なく、2017年の輸出量は4,505m3であった。ただし中国で製造されて日本に輸入されている合板などの原料としてソロモン諸島産の木材が使われている可能性が存在する。

丸太として輸出されている樹種は、Pencil cedar、 Calophyllum、 Pometia、 Planchonella、Schizomeria、Dillenia、Gonostylus、Terminalia brassii、Canarium、 burkella、Celtis、alstonia、Dysoxillum、Eugenia、Endorsepermum、Amoora、 Campnosperma、 Maranthes、 Parini 及びその他である。また植林地からの木材は全体の約1割を占める(林業研究省2019年ヒアリング)。

州別の輸出量をみると、90年代半ばから 2000年代半ばまではウエスタン州からの輸出量が国全体の5割近くを占めていたが、その後イザベラ州、チョイソル州、ガダルカナル州など他の地域からの輸出量も多くなっている。

なおソロモン諸島からの丸太輸出量および輸出額のデータは、ソロモン諸島中央銀行 (CBSI) 年次報告 $^{59}$ 、ITTO データベース $^{60}$ 、FAO $^{61}$ 、UN Comtrade $^{62}$ から得た。特に UN Comtrade からはソロモン諸島からの輸出額と、世界各国のソロモン諸島からの輸入額合計を得た。輸出量 (m3) データは、CBSI、ITTO、FAO でほぼ同じ値を示したが、輸出額 (USD) については、CBSI および UN Comtrade のソロモン諸島からの輸出額が、ITTO、FAO、UN Comtrade のソロモン諸島からの輸入額合計より低く、かつその差は年を追うごと拡大しており、2018年には 2.7億 USD ( $\stackrel{1}{=}280$ 億円、ITTO データの輸出額の 42%) 近い差となっている。

森林局は現在の木材生産・輸出量は非持続的であり、2023年までには年間輸出量を 70  $\sim 80$  万 m3 程度(うち天然木 40 万 m3、植林木 30 万 m3)まで減らしたいと考えている(林業研究省 2019 年ヒアリング)。またソロモン諸島政府の政治家や林業研究所高官は家具、彫刻など木材の付加価値化を進めたいと考えており、2023年までに丸太の輸出を禁止し、加工品のみ輸出を許可したいと発言している 63 。このため、丸太として輸出できるうちにできるだけ伐採・輸出しようと考える事業者によって、近年伐採のスピードが速まってきている(NRDF2019 年ヒアリング)。

一方で、伐採現場から製材工場まで丸太を輸送するインフラが存在する地域はソロモン諸島内で限られているため、丸太輸出禁止が実際に実現するかについては懐疑的な意見も存在する(JICA2019年ヒアリング)。

-

<sup>59</sup> http://www.cbsi.com.sb/publications/annual-report/

<sup>60</sup> https://www.itto.int/biennal\_review/

<sup>61</sup> http://www.fao.org/faostat/en/#data/FO

<sup>62</sup> https://comtrade.un.org/

<sup>63</sup> https://www.sibconline.com.sb/si-may-ban-round-log-exports-by-2023/

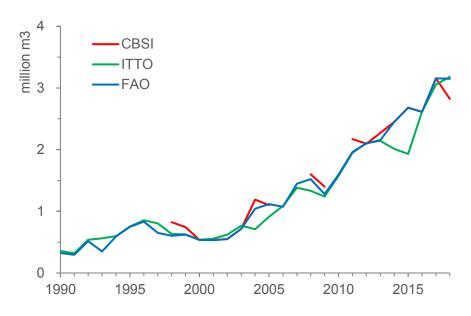


図 3.2.4 ソロモン諸島の丸太輸出量(1990~2018年)64

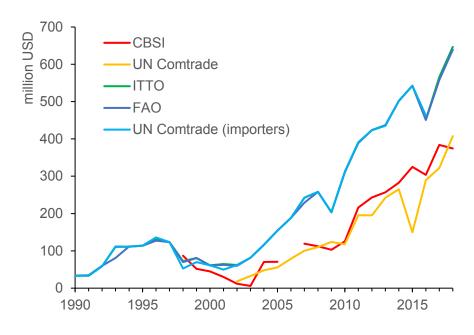


図 3.2.5 ソロモン諸島の丸太輸出額(1990~2018年)65

 <sup>&</sup>lt;sup>64</sup> CBSI 年次報告、ITTO データベース、FAOSTAT のデータから作成
 <sup>65</sup> CBSI 年次報告、ITTO データベース、FAOSTAT、UN Comtrade (ソロモン諸島からの輸出額、ソロモン諸 島からの輸入額合計)のデータから作成

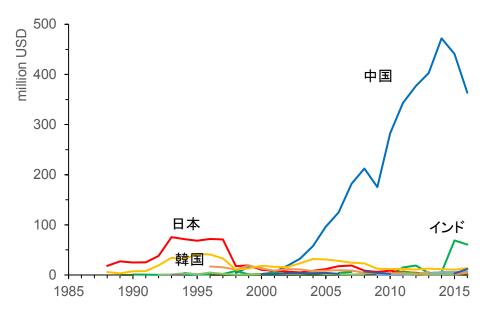


図 3.2.6 各国のソロモン諸島からの丸太輸入額(1988-2016)66

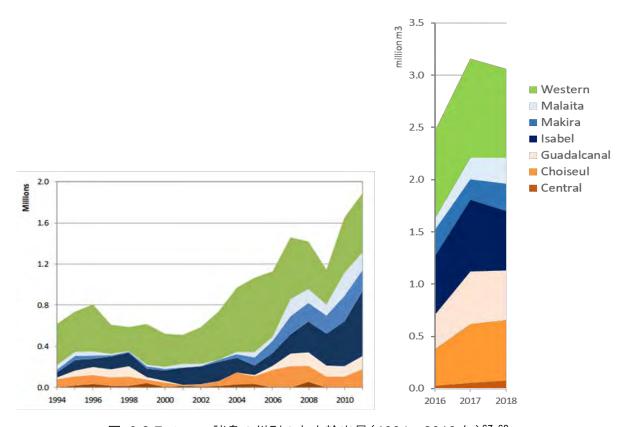


図 3.2.7 ソロモン諸島の州別の丸太輸出量(1994~2018年)67.68

<sup>66</sup> UN Comtrade のデータから作成

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> Sinclair Knight Merz. (2012). Solomon Islands National Forest Resources Assessment: 2011 Update Solomon Islands National Forest Resources Assessment: 2011 Update.

<sup>68</sup> 林業研究省ホームページ統計データから作成<http://www.mofr.gov.sb/foris/forestArea.do#marker>

#### ② 木材製品輸出

ソロモン諸島からの製材品の主な輸出先はオーストラリア、ニュージーランド、中国、フィリピンである。主な輸出樹種は Vasa(*Vitex cofassus*)と Rosewood(*Pterocarpus indicus*)だが、Kwila(*Instia bijuga*)、Akwa(*Pometia pinnata*)も輸出されている <sup>69</sup>。2013 年にはニュージーランド向けの 92%、オーストラリア向けの 22%は Vasa で、オーストラリア向けの 63%が Rosewood の製材品であった。

ソロモン諸島の木材加工事業者はフローリングやモールディングも製造しているが、 現在、それらは国内市場にのみ販売されており、輸出されているのは粗挽き製材品のみ である70。輸出された製材品は輸出先で最終製品に加工される。製材品は製材工場や木 材集積所でコンテナに詰められて船積み・輸出される。コンテナはノロとホニアラの港 から輸出可能だが、現在ほとんどの輸出はホニアラからとなっている71。

製材輸出企業の団体として、ソロモン諸島木材加工輸出協会(Solomon Island Timber Processing and Export Association: SITPEA)が存在する。メンバーは 13 社で、ほとんどはローカルの企業であり、これらの企業で年間合計  $1.4 \, \mathrm{Fm}$   $3 \, \mathrm{Om}$  前出を行っている。現在の主なマーケットはオーストラリア、ニュージーランドだが、将来的には EU や日本にも輸出したいとのことであった(林業研究省  $2019 \, \mathrm{Ft}$   $\mathrm{Fu}$   $\mathrm{Fu}$ 

ソロモン諸島木材加工輸出協会(SITPEA)のメンバーのうち、輸出量第一位の民間企業がその全輸出量の半分近くを占めるが、第二位(年間輸出量 1,200m3)は付加価値木材協会(Value Added Timber Association: VATA)という半官半民の非営利団体で、木材加工ライセンスホルダーの地域住民の天然木製材の直接輸出を支援している。ウエスタン州など約 100 メンバー(個人や団体)で構成され、VATA は注文が入ると、メンバーに対して発注し、メンバーは製材して、ホニアラの VATA 事務所へ荷船で送り、一部は再加工して輸出をしてもらう。地域住民が一般の企業に製材を販売した場合、2,700 ソロモンドル(=約 3.3 万円)/m3 の価格となるが、VATA を通じて直接海外へ販売すれば、5,000 ソロモンドル(=6.2 万円)/m3 で販売できる。多くのコミュニティは木材を販売してすぐにその代金を得たいが、VATA は輸出前の立替払いも行っている。

VATA 設立の目的は地域住民の支援であったが、現在はメンバーの地域住民は、自ら管理している森林からではなく、伐採会社から原木を調達し、移動式製材機(Lucus Mill)で製材していることが多い。このため、地域住民によって生産されているからと言って、持続的に管理された木材由来の木材であるとは限らないと言われる(NRDF2019年ヒアリング)。

また単板の輸出は 2 事業者が行っている。2018 年には、台湾(1.4 万)、フィリピン (0.9 万)、韓国 (0.8 万)などへ輸出された $^{72}$ 。

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup> URS Australia (2014) 前掲、PHAMA (2013) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> URS Australia (2014) 前掲、PHAMA (2013) 前掲

<sup>71</sup> URS Australia (2014) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup> Vigulu (2019) 前掲



図 3.2.8 Value Added Timber Association(VATA)の集材所



図 3.2.9 VATAで輸出用コンテナに詰められる製材品

#### ③ 木材・木材製品の輸入

ソロモン諸島の木材・木材製品の輸入はわずかで、2017年の木材・木材製品(HS コード第 44 類)の輸入額合計は 366 万 USD(=3.8 億円)であった。主に中国から合板を輸入している。

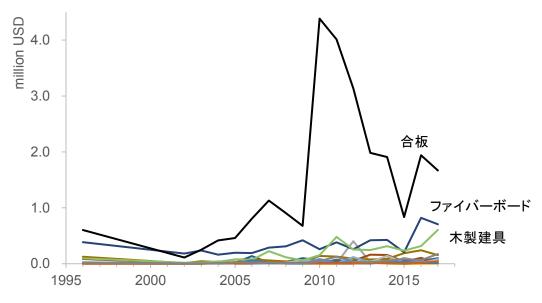


図 3.2.10 木材·木材製品輸入額(USD)73

81

<sup>73</sup> UN Comtrade から作成

#### 3) 森林認証システムの導入状況

#### (1) 森林管理 (FM) 認証の普及概況

現在ソロモン諸島で森林管理認証を取得しているのはウエスタン州コロンバンガラ島の登録地に存在する人工林プランテーションの一社のみである。1997年にFSC森林管理認証を取得し、現在まで維持している $^{74}$ 。ウエスタン州の別の人工林プランテーションの企業も 2010年にFSC森林管理認証を取得していたが、2015年からは継続しなかった。コンセッション内の湿地の二次林を排水・皆伐して植林地にしたかったためと言われている(林業研究省 2019年ヒアリング)。

ソロモン諸島では森林認証制度はコストが高いが利益を生まないと認識され、普及は進んでいない (JICA2019 年ヒアリング)。国内に監査会社などが存在しないため、監査費用が高額となっており、毎年の監査で事業者の側に 10 万ソロモンドル (=約 120 万円) の負担になると言われている (林業研究省 2019 年ヒアリング)。

またかつては NGO の支援によって、チョイスル州、ウエスタン州(ベララベラ島とマロボ島)で地域住民コミュニティが FSC 森林管理認証を取得できるように努力していた。チョイスル州チョイスル島の3コミュニティ、ウエスタン州ベローナ島の1コミュニティが認証を取得していたが、現在は失効している。

#### (2) CoC 認証の普及概況

ソロモン諸島木材加工輸出協会(SITPEA)は NEPcon と協力関係にあり、メンバーの製材輸出企業に対し、FSC 認証を取得させようとしている。ホニアラのいくつかの製材事業者は FSC の CoC 認証を取得している<sup>75</sup>。ソロモン諸島木材加工輸出協会のメンバーで製材輸出量第一位の民間企業は Vitex およびローズウッドの取引・加工について CoC 認証を受けており、非認証材との分別管理を行っている。サプライヤーの木材加工ライセンスが切れている場合でも、その企業が更新を支援している。

82

<sup>74</sup> Pauku (2009) 前掲

<sup>75</sup> PHAMA (2013) 前掲

#### 4) 違法伐採の関連情報

ソロモン諸島における違法伐採については多くの報告がある<sup>76</sup>。ソロモン諸島の多くを占める慣習地における伐採は、土地所有者との合意に基づいて行わなければならないが、コミュニティ間の慣習地の境界が確定されていないケースが多く、また重複することもある。このため事業を始める前に誰が真の土地所有者なのか確定させることが難しく、伐採施業を始めた後に紛争化するケースが少なくない<sup>77</sup>。また土地所有者のうち伐採に賛成した一部のメンバーとの合意に基づいて伐採されるケースも多く<sup>78</sup>、実際に村に住んでいるコミュニティメンバーではなく、村外に住んでいるコミュニティの子孫が無断で伐採会社と契約し、利益を独占するケースも知られている<sup>79</sup>。

ソロモン諸島の多くの地域では、伐採会社からの補償金が地域社会にとって最大かつ 唯一の現金収入となっており、補償金やその配分を巡る地域住民間の争いが、薬物の製造、暴力の増加等、社会に大きな影響をもたらしていると報告されている80。前述のように、ソロモン諸島では1998-2003年に「エスニック・テンション」と呼ばれる民族 紛争が起こったが、伐採会社からの仕事や公共投資などの不公平感もその紛争の主な理由の一つであったとされている。

さらに伐採前に伐採会社が土地所有者に約束し、合意文章に書かれた道路・病院の建 設や雇用などが実際には実行されないことが多いと報告されている<sup>81</sup>。

伐採においては、伐採会社は伐採施業規範(Code of Logging Practice)に従って施業しなければならないが、違反例が多く知られている82(ESSI83、NRDF、JICAへの2019年ヒアリング)。

具体的には以下の事例が知られている。

- ライセンスエリア外の伐採。森林資源・木材利用法で禁止されている標高 400m 以上の伐採。傾斜 30 度以上の場所の伐採。川の両岸のバッファーゾーンの不設定や破壊。マングローブや住民の耕地、水源林の破壊。
- 廃油の川への投棄。壊れた機械の林内への放置。

適切に管理されていない伐採地では、1 ヘクタール当たり 30 本近い樹木が伐採され、 残された樹木も深刻な損傷を受けている84。

環境法、環境規則によれば、伐採事業者は伐採の前には環境影響評価(EIA)を行わなければならないが、実際には行わずに操業している伐採コンセッションも多いと報告

<sup>76</sup> Global Witness (2018) 前掲、https://theislandsun.com.sb/forest-fraud/、

https://news.mongabay.com/2019/05/solomon-islanders-tried-to-stop-the-logging-of-their-forest-and-may-pay-the-price/

<sup>77</sup> NEPCon (2018) 前掲

<sup>78</sup> NEPCon (2018) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup> Katovai (2015) 前掲

<sup>80</sup> Porter & Allen (2015) 前掲

 $<sup>^{81}</sup>$  Porter, D., & Allen, M. (2015). The Political Economy of the Transition from Logging to Mining in Solomon Islands (SSGM DISCUSSION PAPER 2015/12).

<sup>82</sup> 田中(2004)前掲

<sup>83</sup> Ecological Solutions Solomon Islands: ソロモン諸島の NGO の一つ

<sup>&</sup>lt;sup>84</sup> Kabutaulaka, T. T. (2006). Global Capital and Local Ownership in Solomon Islands' Forestry Industry. In S. Firth (Ed.), Globalisation and Governance in the Pacific Islands (pp. 239–258).

されており85、摘発もされている86。一方で、伐採によって環境被害を受けた地域住民が 伐採会社の重機や事務所を焼いたり、チェーンソーを奪ったりするなどの事例も報告さ れている87。さらに伐採産業における無許可の外国人労働者の雇用、児童労働等も報告 されている88。

ソロモン諸島は遠く離れた島々で構成されているにも関わらず、林業研究省や環境・気候変動・災害管理・気候省による法執行への資金が十分ではなく、交通費がかさむ遠隔の伐採地への監督は十分には行われていないことが、これらの違反例が多い原因の一つとされている89。地域住民による持続的な森林資源管理の自主的な取組や、それをサポートする開発援助が多く行われてきたが、伐採会社が土地所有者と合意を結んだ伐採ライセンスの境界を超え、他のコミュニティの慣習地まで無断に伐採してしまうケースがあまりにも多いため、森林を持続的に管理することに努めてきたコミュニティも、自ら伐採を行うように転じてしまった例がある90。

ソロモン諸島においては、伐採以外の主な収入源がないため、伐採会社から資金提供を受けた政治家の力が強くなりやすい<sup>91</sup>。輸出税の特別免除、輸出量の過少申告や輸出樹種の虚偽による輸出税の過少支払いなどが 90 年代から広く行われ<sup>92</sup>、2015 年時点では年間 4.45 億ソロモンドル (=約 55 億円) が脱税されたと推定された<sup>93</sup>。

また CITES 種の輸出については、環境・気候変動・災害管理・気候省から輸出許可証を取得する必要があるが、取得することなしに輸出され、第三者から環境・気候変動・災害管理・気候省に通報がなされるケースもある(環境・気候変動・災害管理・気候省2019 年ヒアリング)。

なおオーストラリア政府の報告書では、製材品の輸出は丸太の輸出に比べ、規模が小さく、土地所有者がより直接関わっているため違法性のリスクが小さいと評価されている94。また NEPCon のリスク評価報告書95でも、登録地における人工林プランテーションや慣習地におけるコミュニティの人工林からの木材、また天然林からの木材であっても木材加工ライセンス・タイプ B (3.2.2.3) (2)②を参照)に基づいて伐採・加工された製材品は、比較的違法伐採由来のリスクが少ないと評価されている。

87 Hviding E, and Bayliss-smith T. (2000): Islands of Rainforest: Agroforestry, Logging and Ecotourism in Solomon Islands. Ashgate Publishing Ltd, Aldershot, 371pp、NEPCon (2018) 前掲、Hou, D., Johnson, E., and Price, S. (2013). Defending the Forest in the Clouds: Public Interest Law in Solomon Islands: Case Note, Asia Pacific Journal of Environmental Law, Vol.15, pp. 167-175.

84

<sup>85</sup> Douglas Hou, Elaine Johnson and Stephanie Price (2013) Defending the forest in the cloud: public interest law in the Solomon Islands, Asia Pacific Journal of Environmental Law, volume 15, p. 170: <a href="http://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/edonsw/pages/620/attachments/">http://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/edonsw/pages/620/attachments/</a> original/1381898033/130405DefendingtheForestintheClouds.pdf?1381898033>

<sup>86</sup> NEPCon (2018) 前掲

<sup>&</sup>lt; http://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/edonsw/pages/620/attachments/original/1381898033/130405 Defending the Forestinthe Clouds.pdf?1381898033>

<sup>88</sup> NEPCon (2018) 前掲

<sup>&</sup>lt;sup>89</sup> Katovai (2015) 前掲、SIG (2018) 前掲、UN-REDD Programme (2011). Solomon Islands National Programme Document, 1 February 2011.

<sup>90</sup> 田中(2004)前掲

<sup>&</sup>lt;sup>91</sup> Hameiri (2012) 前掲、Allen, M. (2011) 'The Political Economy of Logging in Solomon Islands', in Duncan, R. (ed.) The Political Economy of Economic Reform in the Pacific. Mandaluyong City, Philippines: Asian Development Bank, 277–301.

<sup>&</sup>lt;sup>92</sup> Dauvergne, P. (2000). Logging in Solomon Islands. In B. V Lal & K. Fortune (Eds.), The Pacific Islands: An Encyclopedia. pp. 373–375. Univ of Hawaii Pr.

<sup>93</sup> Hameiri (2012) 前掲、Katovai (2015) 前掲、Global Witness (2018) 前掲、NEPCon (2018) 前掲

<sup>94</sup> PHAMA (2013) 前掲、Allen (2011) 前掲

<sup>95</sup> NEPCon (2018) 前掲

## 3.2.2 森林伐採の関連法令・書類・証明システム等

### 1) 木材伐採に対する行政の体制

ソロモン諸島における木材伐採に関する政府部局とその役割は以下のとおりである。

表 3.2.3 木材伐採に関する政府部局とその役割

表 3.2.3 本外以体に関する政府部局とての反剖 	
組織名	役割など
林業研究省(Ministry of Forestry and Research)	<ul> <li>森林を含む自然資源管理と利用を管轄する省庁</li> <li>以前は林業環境保全省(Ministry of Forestry、Environment &amp; Conservation)であったが、2008年に環境部門が分離独立した96。</li> <li>組織は上から大臣―事務次官(Permanent secretary)ー森林コミッショナー(Commissioner of Forests)―以下の5部局</li> <li>森林資源管理・技術サービス局(The Forest Resource Management and Technical Services Division: FRMTSD)</li> <li>森林産業局(The Forest Industries Division: FID)</li> <li>森林開発・再植林局(The Forest Development and Reforestation Division: FDRD)</li> <li>木材利用・加工局(The Timber Utilization and Processing Division: TUPD)</li> <li>国家植物標本子・植物園局(The National Herbarium and Botanical Garden Division: NHBGD)</li> <li>地方事務所を持つが、島によっては通信な困難な事務所もある。またウエスタン州のムンダ事務所はスタッフ数が6名と例外的に多いが、多くの地方事務所は2-3人である</li> </ul>
	<ul> <li>■ 伐採業へ興味を持つ投資家が登録されていることを確認</li> <li>土地所有者と伐採企業の間の木材伐採権(Timber Right)取得手続き協議の際に同席</li> <li>コミッショナーは伐採ライセンスと木材加エライセンスを発行し、毎年の伐採計画(Harvest Plan)を承認</li> <li>各州事務所の首席森林官(Principal Forester)は林班伐採計画(Coupe Plan)を承認</li> <li>各州事務所の森林官(Forestry Officer)が伐採施業規範(Code of Logging Practice)の順守を監督</li> <li>木材の流通を監督</li> <li>コミッショナーは輸出許可を発行</li> <li>5年間のライセンス期間の操業が終了した伐採企業に対し事業終了証書を発行</li> </ul>
環境·気候変動·災害管理· 気象省( Ministry of Environment 、 Climate Change 、 Disaster	<ul> <li>以前は環境、保全、災害管理、気象省(Ministry of Environment、Conservation、Disaster Management and Meteorology)</li> <li>地方事務所を持たない</li> </ul>

 $<sup>^{96}\</sup> https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11955457.pdf$ 

.

組織名	役割など
Management and Meteorology)	<ul> <li>保全政策と保護地域の管理に対して責任を持つ</li> <li>伐採に際し、保全局長(Director of Conservation)は開発 同意書(Development Consent)を発行</li> </ul>
商業、産業、労働、移民省 (Ministry of Commerce、 Industry 、 Labour and Immigration)	■ 伐採企業、投資企業の登録 ■ 企業に対してビジネス活動の財務報告を請求 ■ 労働局長(Commissioner of Labour)は労働災害の防止、労働者の安全を監督
財務国庫省(Ministry of Finance and Treasury)国内歳入部(Inland Revenue Division / IRD)	■ 企業を登録し納税者番号(TIN)を発行する責任を持つ ■ 国内歳入部は企業の州税、所得税、源泉税(PAYE)、その 他税金の支払いを監督
財務国庫省税関局 (Customs Office)	<ul> <li>税申告のための自動税関入力プロセスシステム(Customs Computerised Entry Processing System)にアクセスするためのユーザーIDを発行</li> <li>輸出・輸入関税を徴収</li> <li>電子通関システム(Automated System for Customs Data: ASYCUDA)、電子自己申告システム(eSAD)の監督</li> <li>木材輸出を監督</li> </ul>
州 政 府 ( Provincial Government)	<ul><li>9つの州が存在</li><li>伐採・製材企業の操業に対し、事業ライセンス(business Licence)を発行</li></ul>
地方法廷(Local Court)	■ 慣習地で係争があった場合、上訴がない証明(Certificate of no appeal)を出す権限を持つ ※慣習地をめぐる係争は解決までに長期間を要することが 多いため重要である
慣習地上訴法廷 (Customary Land Appeal Court)	■ 慣習地をめぐる紛争に最終決定を与える

### 2) 法令の概要

ソロモン諸島における木材伐採に関する法令は以下のとおりである。主に森林資源・木材利用法(Forest Resource and Timber Utilization Act)とその規則に従って木材生産が行われている。なお、1999年に森林資源・木材利用法を置き換える森林法(Forests Act)が国会で承認されたが、現在まで施行に至っておらず、その実施に関わる規則なども制定されていない。さらに 2004年に森林資源・木材利用法、森林法の両者を置き換える森林法(Forest Bill)案が作成されているが、2019年現在まで国会に提出されていない。

また長期的な計画を含む国家森林政策 (National Forest Policy) が作成されており、 内閣の承認待ちとなっている<sup>97</sup>。伐採持続可能性方針 (Logging Sustainability Policy) も作成され、内閣の承認を受けている<sup>98</sup>。

耒	324	法令とその詳細
78	3.Z. <del>4</del>	一方 かとて ひき 酬

法律および規則	制定、改正年		具体的な内容
森林資源・木材利用法 (Forest Resource and Timber Utilization Act) ※1984 年の改正までは 森林木材法(Forest and Timber Act)	・木材利用法 esource and ilization Act) の改正までは が法(Forest 1996、		販売目的の伐採 慣習地における木材合意 木材加工ライセンス 徴税 国有林 保護林 罰則 現在見直しが行われており、内閣から国会に改正案 が送られる予定(林業研究省 2019 年ヒアリング)。 改正案では、企業はライセンスエリアの 1/3 を再植 林しなければならないという規定を持つ予定
森林・木材利用(伐採ライセンス)規則(Forest and Timber Utilisation (Felling Licences) Regulations)	2005 年 制 定 、 2012 、 2014 年 改正	•	森林資源・木材利用法の実施規則の一つ 伐採ライセンス(Felling Licence)の詳細を規定
森林資源・木材利用(木 材ライセンスと木材伐 採 ) 規 則 ( Forest Resources and Timber Utilisation (Timber Licensing and Tree Felling) Regulations)	2007 年 制 定 、 2012 、 2014 年 改正	•	伐採ライセンス(Felling Licence)保持事業者をメンバーとするソロモン森林事業者協会(Solomon Forest Association)の役割を規定
木材(課税・加エライセンス)規則(Timber (Levy and Mill Licensing)	-	•	木材加エライセンスの詳細を規定

 $<sup>^{97}</sup>$  SIG (2018) 前掲。 $^{2018}$  年には内閣に提出されていたようであるが、 $^{2019}$  年  $^{9}$  月のヒアリング時点でもまだ 承認されていなかった。

87

<sup>98</sup> SIG (2018) 前掲

<sup>99</sup> Pauku (2009) 前掲

法律および規則	制定、改正年	具体的な内容
Regulations)		
森林資源·木材利用(保護種)規則(Forest Resources and Timber Utilization (Protected Species) Regulation)	2012 年	■ 伐採禁止種、丸太のままの輸出禁止種を規定
森林資源·木材利用(手数料)規則(Forest Resources and Timber Utilisation (Fee) Regulations)		■ 各種申請書の手数料を規定
森林資源·木材利用(規定様式)規則(Forest Resources and Timber Utilisation (Prescribed Forms) Regulations		■ 各種申請書の規定様式を提供
伐採施業規範(Code of Logging Practice)	1996 年 導 入 2002 年 改正	<ul> <li>年間伐採計画(Annual plan)、林班伐採計画(Coupe or setup plan)とその承認プロセス</li> <li>伐採を行ってはならない場所を規定</li> <li>&gt; 文化的な場所(Tambu area)</li> <li>&gt; 海岸</li> <li>&gt; 河川沿い(本流沿い 50 m 以内、支流沿い25m 以内)</li> <li>&gt; 30 度以上の傾斜地</li> <li>&gt; 湿地</li> <li>伐採道路の規定</li> <li>&gt; 調査ラインに基づいて設定されなければならない</li> <li>▶ 道路建設のための皆伐幅は 40m 以内</li> <li>▶ 排水溝の設置</li> <li>作業道設定の規定</li> <li>作業道設定の規定</li> <li>中業道(ブルドーザー道)の幅は 5.5m 以内</li> <li>土場の面積や数</li> <li>一時的な橋の建設と、撤去</li> <li>伐採会社による伐採後のモニタリング</li> </ul>
環境法(Environment Act)	1998 年制定、2003年施行	<ul> <li>環境省とその各部局の役割を規定</li> <li>開発事業者に対し、環境影響評価(Environmental Impact Assessment)の実施、公表環境報告 (Public Environmental Report)または環境影響報告書(Environmental Impact Statement)の作成を義務付ける。</li> <li>開発同意書(Development Consent)について規定</li> </ul>
環境規則(Environment Regulation)	2008 年 制 定 、 2014 年 改正	• 環境法の実施のための詳細を規定

法律および規則	制定、改正年	具体的な内容
保護地域法 (Protected Area Act)	2010年	• 保護地域の設定と生物多様性の保護を規定
野生動物保護·管理法 ( Wildlife Protection and Management Act)	_	• CITES に対応する法規
河川水法(River Water Act)	1996 年	• 河川の保護。伐採時に順守されなくてはならない。
土地と所有権法 (Land and Titles Act)	1969 年 制 定 、 2014 、 2016 年 改正	・ 土地の所有権、利用権について規定
慣習地記録法 (Customary Land Recording Act)	1994 年 制定 まだ施 行されて いない	• 土地紛争の抑制のため、慣習地の所有者の登記を 推進。実施は遅れている
地方法廷法(Local Courts Act)	1942 年 制定、最 新 は 1996 年 改正	• 地方法廷について規定
労働法(Labour Act)	1981 年 制 定 、 1996 年 改正	• 雇用者の義務について規定
労働安全法(Safety at Work Act)	1982 年 制 定 、 1996 年 改正	• 労働者の健康と安全に関する雇用者の義務について規定
雇用法(Employment Act)	1996 年 制定	<ul><li>雇用契約、賠償責任保険、解雇手当などについて 規定</li></ul>
事業者名登録法 (Business Name Registration Act)		<ul><li>ソロモン諸島で事業を行う事業者は事業者名を登記 しなければならない</li></ul>

# 州独自の規則(Ordinance)

ウエスタン州事業ライセ	2015 年	•	違法伐採を根絶し、そこからの流通を停止させるこ
ンス改正法 (Western Province Business Licence Amendment Ordinance)	制定	•	とに州政府を関与させ、責任を負わせる ウエスタン州内で操業を行う企業に対して事業ライ センス(Business Licence)を与える

	1		
先住民·部族民保護法 (Law for protection of Indigenous or Tribal Peoples)	2017 年制定	•	ガダルカナル州内での事業ライセンスの付与と、ラ イセンス料の徴収
ガダルカナル州事業・ Hawker ライセンス法 ( Guadalcanal Business and Hawkers Licence Ordinance)			
労働生産性と競争力法 (Law on Labour Productivity and Competiveness)	-	•	州内での操業を管理し、事業ライセンスを発行
テモツ州事業ライセンス 法(Temotu Province Business Licence Amendments)			
レンネル・ベローナ州事 業ライセンス法(Rennel and Bellona Province Business Licence)	2014 年制定	(i) (ii) (iii) (iv)	business shall be conducted. 事業の種類
マキラ・ウラワ州事業ライセンス法(Makira Ulawa Province Business Licence Ordinance)	2006 年制定	•	州内における開発のための事業ライセンスの申請を 監督 申請は州投資委員会へなされる
イザベル州事業ライセン ス法 (Isabel Province Business Licence Ordinance)	2013 年制定	•	州内で事業を行いたい企業に対して事業ライセンス を与える
チョイソル州事業ライセンス・規制法 (Choisuel Province Business Ordinance And Regulations)	2011 年 制 定 、 2016 年 改正	•	州内における事業ライセンス発行、ライセンス料徴 収を規定
セントラル州事業ライセンス改正法(Central Province Business Licence (Amendment) Ordinance)	2010 年制定	•	州内における事業ライセンス発行、ライセンス料徴 収を規定

### 3) 許認可制度及び関連書類の概要

ソロモン諸島において、販売目的の伐採が許されるのは伐採ライセンス (Felling Licence) か木材加工ライセンス (Milling Licence) を持った事業者のみである (森林資源・木材利用規則)。

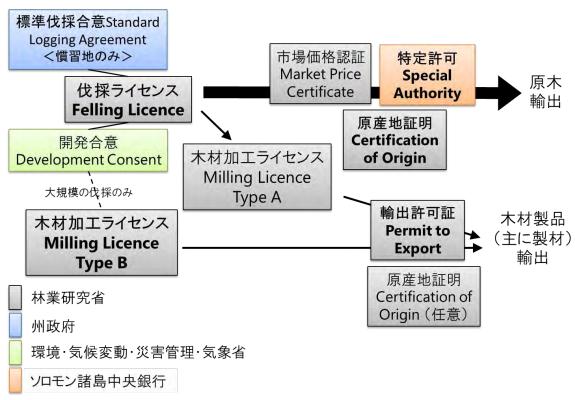


図 3.2.11 ソロモン諸島の木材生産・輸出に関わる許認可とその発行機関

#### (1) 伐採ライセンス(Felling Licence)

伐採ライセンス(Felling Licence)は、個人や家族、地域部族、地域住民コミュニティ、または民間企業・組織によって所有されている天然林での伐採に対して発行される。 2017年以降、ソロモン森林事業者協会(SFA)の会員企業のみが伐採ライセンスを取得できるようになった。

ライセンス期間は最長 5 年だが、何回でも更新が可能である。伐採許容量は 1 ライセンスにつき年間 5 万 m3 である。ライセンスエリアの面積は 1,000-2,000 ha 程度と、インドネシアや PNG の択伐コンセッションと比べ小規模なものが多い。ライセンスエリアは林班(Coupe)に分かれ、1 つの林班の大きさは 100-150 ha である。一年間に伐採できる林班の数は最大で 3 であり、一つのライセンスエリアは最大 20-26 林班を含み、多い場合は最初から 5 年以上かけて伐採される計画が立てられる。

一般的に伐採ライセンスを取得するのは時間と費用がかかり、一年以上の時間と、数百万ドルを要する(SFA2019年ヒアリング)。なお 2014-2015年には、当時の林業大臣が、伐採ライセンス取得のために必要なプロセスを一部省略する例外伐採許可を 10-20

出していたが、2019 年現在では例外伐採許可は発行されなくなったということであった (林業研究省 2019 年ヒアリング)。

伐採ライセンスの取得は以下のプロセスで行われる。

### ① 慣習地における木材伐採権(Timber Right)取得プロセス

- 1) 伐採ライセンスを申請する事業者は、各州の事業ライセンス (Business Licence)、 事業者名登録証 (Certificate of Business Name Registration)、納税者番号 (Tax Identification Number) を取得していなければならない。
- 2) 事業者は木材伐採権(Timber Right)を獲得する交渉を始めるための申請書(Form 1)を林業研究省コミッショナーに提出。林業研究省コミッショナーはこれを承認し、ライセンスエリア獲得予定地の州政府に伝達する。
- 3) 州政府は林業研究省コミッショナーからの手紙にサインし、一か月以内に、木材伐 採権聴聞会 (Timber Right Hearing) をいつどこで行うかを決定し、その公告を少 なくとも一か月前から公共の場 (州政府公告掲示板、当該地域の教会、商店、学校 など)で掲示する。木材伐採権聴聞会の開催日は Form 1 を受領した日から 2 か月 以降、3 か月以内の間の日に設定されなければならない。
- 4) 州政府主催の木材伐採権聴聞会で、伐採会社と地域住民(場合によっては複数のコミュニティを含む)の代表の話し合いが行われる。林業研究省スタッフはオブザーバーとして参加する。事業者は操業を希望する場所の地図を見せて説明し、議事録は作成されなければならない。話し合いでは、誰が土地所有者であるかを特定し、伐採会社から土地所有者へ支払われる内容の交渉が行われる。一般的には、伐採量1立米あたり5-7 USD 程度の支払いと道路などのインフラの整備が約束される100。話し合いが合意に達したら、州政府は土地所有者の代表とともに話し合いが適切に行われたことを認める通告書類(Form 2)を作成する。合意に達しなかった場合は、州政府はその旨を林業研究省に報告し、伐採事業者からの申請を棄却させる101。

なお、木材伐採権聴聞会は伐採会社の資金によって行われ、州政府スタッフや伐 採に同意する住民のみに参加するための交通費等が提供され、伐採に反対する住民 に対しては提供されないという報告もある<sup>102</sup>。

- 5) 州政府は、木材伐採権聴聞会における話し合いの結果を公告する。
- 6) 地域住民が木材伐採権聴聞会に基づく州政府の決定に不満がある場合は、5)の公告から一か月以内に慣習地上訴法廷(Customary Land Appeal Court: CLAC)に訴えることができる(詳細は 3.2.2.3)(5)を参照)。

 $<sup>^{100}\</sup> https://lrd.spc.int/fact-publications-and-reports/doc\_download/50-development-of-market-information-system-for-solomon-island-timbers$ 

https://www.sprep.org/attachments/bem/PEBACC/Solomon\_Is\_environmental\_factsheets/The\_Timber\_Right s\_Acquisition\_Process\_for\_Landowners\_--E-VERSION.pdf

102 Global Witness (2018) 前掲

ヒアリングを行ったウエスタン州政府によれば、地域住民の州政府の決定に対する信頼度は低く、慣習地上訴法廷の方が慣習法や伝統をよく理解していると認識されており、かなりの割合で慣習地上訴法廷の裁定が請求されているとのことであった。地域住民はどこが神聖な場所であるかといった慣習権の根拠となる情報を木材伐採権聴聞会では秘匿し、慣習地上訴法廷で初めて示すこともしばしばあるとのことであった。実際 2019 年にウエスタン州で新たに申請された 2 つの伐採ライセンスについても、木材伐採権聴聞会後に慣習地上訴法廷に訴えられ、現在裁定待ちとのことであった(ウエスタン州 2019 年ヒアリング)。慣習地上訴法廷で、伐採会社、土地所有者(地域住民)双方の同意が得られない場合はさらに高等裁判所(High Court)に上訴される。木材の輸入事業者は裁判所に問い合わせ、当該のコンセッションで紛争が発生していないか確認することができる103。

- 7) 慣習地上訴法廷への控訴がなかった場合、または法廷での裁定がすでになされた場合、事業者と土地所有者の代表は合意の内容を標準伐採合意書(Standard Logging Agreement: Form 4)に記載し、署名する。
- 8) 州政府は署名入りの標準伐採合意書を林業研究省コミッショナーに送り、承認を求める。
- 9) 承認後、州政府事務官は、木材伐採権聴聞会での決定事項を Form 3 に記載し、公告する。

#### ② 登録地における木材伐採権取得プロセス

事業者は土地住宅省からの同意書を取得する。慣習地ではないため、地域住民との合意は必要としない。

### 以下、①、②共通のプロセス:

- 1) 事業者は伐採ライセンスを取得するための Form A を林業研究省コミッショナーに 提出する。以下の書類も同時に提出される。
  - ▶ 木材伐採権を示す書類(Form 1、2、3、4)
  - ▶ 財務国庫省事務所に対して支払った手数料の領収書
  - ▶ 商業、産業、労働、移民省企業局 (Company Haus) からの法人設立証明
  - ▶ 州政府からの事業ライセンス
  - ▶ 操業予定地を赤線で示した 5 万図分の1地図。土地測量省が作成ないし承認した地図
  - ▶ 伐採方法、伐採後の土地利用計画、再植林とその維持計画
  - ➤ 土壌流出を抑えるために水源エリアを保全する施業方法や、環境や神聖な場所 (Tambu place) および歴史的に重要な場所を保護する施業方法の規定に従っ て操業することへの同意書

-

<sup>103</sup> NEPCon (2018) 前掲

- ▶ 希望する操業開始年を記載した書類
- ➤ ライセンスが発行されたら履行保証金 25 万ソロモンドル (=約 300 万円) を支払う用意があるという銀行からのレターか保証書。履行保証金はソロモン諸島内の銀行から保証ないし現金の形で取得し、ソロモン諸島中央銀行の森林ライセンス履行保証金特別基金 (Forest Licence Performance Bond Special Fund) に預けなければならない。履行保証金の期間はライセンス期間全体(5 年間)で、事業者は事業終了後に林業研究省から Form C を取得し、保証金の還付を受ける。
- 2) 環境・気候変動・災害管理・気象省の保全局長 (Director of Conservation) から開発同意書 (Development Consent) を取得する。

開発同意書の取得も、事業者が伐採を行うための要件となっている。その申請のためには、事業者は環境影響評価(Environmental Impact Assessment)を実施し、a)公表環境報告(Public Environmental Report)またはb)環境影響報告書(Environmental Impact Statement)を環境・気候変動・災害管理・気象省に提出することが必要である。公表環境報告や環境影響報告書の作成にあたっても、事業者はコミュニティの意見を反映しなければならない。これらの書類の作成は 1998 年に制定された環境法で義務付けられているが、実際に伐採企業が提出するようになったのは施行から 10 年ほど経過してからであった(環境・気候変動・災害管理・気象省 2019 年ヒアリング)。

a) 公表環境報告 (Public Environmental Report)

このレポートには環境管理計画 (Environmental Management Plan) を含む。その作成のために環境影響評価ツール (Environmental Impact Assessment Tool) が用意されている。

b) 環境影響報告書 (Environmental Impact Statement) 公表環境報告よりも詳細な報告書である。

開発同意書の審査は、伐採施業規範 (Code of Logging Practice)、標準伐採合意書 (Standard Logging Agreement) をもとに行われる。しかし林業研究省と異なり、環境・気候変動・災害管理・気象省は地方事務所を持たない。このため現地確認などは行わず、書類ベースの審査で開発同意書を出している。

- 3) 林業研究省のコミッショナーは審査の上、事業者に伐採ライセンスを与える。
- 4) ライセンスホルダーとなった事業者は年間ライセンス料を支払う。
- 5) 事業者は伐採施業規範(Code of Logging Practice)に従って年間伐採計画(Annual Harvest Plan)を作成し、林業研究省コミッショナーに提出、承認を受ける。

年間伐採計画はライセンスエリア全体の計画である。途中で変更がある可能性がある ため、毎年の提出が義務付けられている。林業研究省はチェックリストを使って審査す る。年間伐採計画は以下の内容の情報を含む

- ▶ ライセンスエリアの境界
- ▶ 慣習地の境界
- ▶ 林班の境界
- ▶ 伐採道路、土場の計画
- ▶ これまでの伐採エリア
- ▶ 推定木材生産量
- ▶ 地域住民の要求に対する対応
- 6) 事業者は林班伐採計画(Coupe Plan)を作成し、林業研究省の承認を受ける。

林班伐採計画の範囲は当年の伐採エリアで 2-4 林班を含む。林班伐採計画は地上調査に基づいて作成され、聖地や川沿いのバッファーや伐採道路などより詳細な計画を含む。

林業研究省の州事務所のスタッフは、林班伐採計画が年間伐採計画に沿っているか、 伐採施業規範を満たしているか、現地調査を行い、承認する。

7) 事業者は伐採を行う。伐採が合意されてから 6 か月以内に実施されない場合、政府 は伐採合意をキャンセルすることができる。

森林資源・木材利用法によれば、政府は事業者から伐採税を徴収できるが、実際には 行われておらず、事業者から土地所有者への伐採量に応じた支払いのみが行われている 104。

伐採施業規範 (Code of Logging Practice) が順守されているか、伐採後にも林業研究省スタッフによるモニタリングがされなくてはならないが、資金不足のため必ずしも行われていない $^{105}$  (JICA2019 年ヒアリング)。

また以下の書類が作成されることもある。

### ■ 技術合意書 (Technical agreement)

伐採ライセンス取得事業者と実際に操業する事業者間の合意書。土地所有者の地域住民 自身が企業を作って、伐採ライセンスホルダーになり、外資の伐採会社に伐採を委託す るケースが多い。

#### ■ 補足合意書(Supplemental agreement)

事業者と土地所有者間の合意書。標準伐採合意書に入っていなかったコミュニティを土 地所有者として加える、事業者が土地所有者に植林費用を支払う等

後述の様に、Vitex、Rosewood、Kwila、White beech などの樹種は丸太での輸出が禁止されているが、伐採ライセンスエリア内のこれらの樹木の所有権は伐採ライセンスホルダーの事業者に譲渡されず、土地所有者が製材して製材品輸出事業者に販売することもある。

<sup>104</sup> NEPCon (2018) 前掲

<sup>105</sup> NEPCon (2018) 前掲

#### 土地紛争がおきた場合:

ソロモン諸島ではコミュニティの慣習地の境界が明確になっていないこともあり、伐 採合意を結んでいない企業による慣習地内での伐採がしばしばおきる。この場合、地域 住民は林業研究省地方事務所に連絡し、スタッフは現地調査の上、林業研究省に報告す る。紛争が起きた場合は、林業研究省のコミッショナーが操業停止命令を出す。紛争に よるライセンスの停止は珍しくない。

最終的には裁判所の裁定に基づき、輸出された丸太の支払いの再配分によって解決が 図られる(林業研究省 2019 年ヒアリング)。

#### 8) 再植林

伐採企業は政府に対し、再植林の費用を支払う。林業研究省は地域住民の再植林に対する補助を行っている。実際に補助を受けて再植林し、成長した樹木を伐採会社に販売したコミュニティも存在する。また幾つかの企業は伐採後に土地所有者が再植林をするのを助けている。しかし政府が土地所有者(地域住民)に再植林費用を支払ったにもかかわらず、土地所有者が再植林しなかったケースも存在する(林業研究省ムンダ事務所2019年ヒアリング)。なお林業研究省では、再植林はモノカルチャーなのでリスクが高く、森林再生の方がコストも安くて望ましいという意見も聞かれた(林業研究省2019年ヒアリング)。

- 9) 伐採後、伐採会社は林班ごとの生産量報告を林業研究省に提出する。丸太は伐採現場ではペンキのマークが付けられるだけで、貯木場に送られて初めて計測され、番号が与えられる。
- 10) 林業研究省スタッフは貯木場において 10%サンプリング調査を行い、報告された 生産量データとの整合性を確認する。妥当でなかった場合、林業研究省コミッショ ナーに報告され、伐採企業に数百万円の罰金が科せられることがある。
- 11) 森林資源・木材利用(木材ライセンスと木材伐採)規則の 2017 年改正により、すべての伐採会社は生産量の 8%以上はソロモン諸島国内の自社または他社によって加工しなければならない。しかし罰則規定はなく、この規則の順守をモニタリングする林業研究省の監査官はウエスタン州ムンダ駐在の 1 名のみである。このためこの規則に従わず、依然として全量を丸太として輸出している企業は多い(林業研究省 2019 年ヒアリング)。法律に従えば伐採会社は実績の報告をしなければならないが、実際に行ったのは 1 社のみであった。

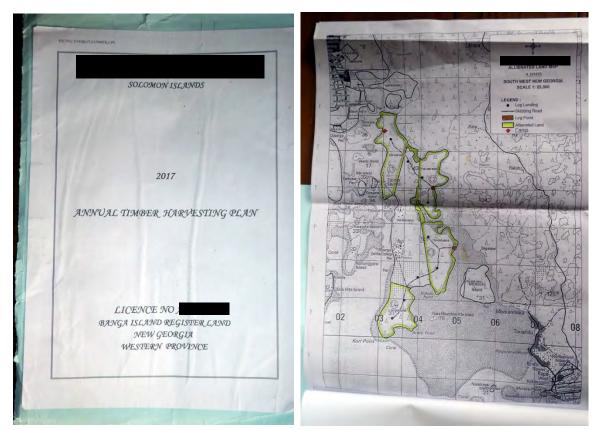


図 3.2.12 伐採ライセンスに基づく伐採コンセッションの年間伐採計画とその伐採計画地図

### (2) 木材加工ライセンス(Milling Licence)

木材加工ライセンス (Milling Licence) には、申請者が伐採ライセンス (Filling Licence) をすでに持っていて、それに基づいて伐採された木材の加工のためのライセンス:タイプ A (木材 (課税・加工ライセンス) 規則第 2 節(1)(a)) と、申請者が自ら所有する土地で伐採から加工までを行うためのライセンス:タイプ B (木材 (課税・加工ライセンス)規則第 2 節(1)(b)) がある。

木材加工ライセンスのライセンス期間は1年間である。

#### ① 木材加工ライセンス・タイプ A

伐採ライセンスと木材加工ライセンスの両者を取得し、慣習地または公有地からの木 材を伐採・加工する。

- 1) 慣習地での伐採を申請する場合は、木材伐採権聴聞会に基づき木材権利合意 (Timber Rights Agreement)を取得する。登録地での伐採を申請する場合は、住 宅土地省から利益交付証を取得する。
- 2) 林業研究省から伐採ライセンスを取得する。
- 3) 環境影響評価 (EIA) を実施する。
- 4) 環境省から開発同意書を取得する。
- 5) 林業研究省から木材加工ライセンスを取得する。

- 6) 林業研究省に年間伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 7) 林業研究省に林班伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 8) 事業者は伐採を行う。
- 9) 事業者は丸太の一次加工を行う。
- 10) 場合によってはホニアラかノロに輸送されて二次加工される。

#### ② 木材加工ライセンス・タイプ B

土地の所有者(個人、世帯、コミュニティ、または民間企業・組織)が、木材加工ライセンスのみを取得し、自分の土地の中の樹木を伐採し、加工する。

- 1) 事業者は、木材 (課税・加工ライセンス) 規則に従って申請フォームに記入し、林 業研究省コミッショナーに申請。以下の書類を添付する。
  - ▶ 財務省に15万ソロモンドル (=約180万円)を支払った領収書
  - ▶ 事業予定地の地図
- 2) 林業研究省のコミッショナーは審査し、木材加工ライセンスを交付する。

木材加工ライセンス取得後の手続きはさらに2つのタイプに分かれる(2005 年改正 木材(課税・加工ライセンス)規則)。

#### (a) 木材加工ライセンスに基づく小規模伐採

木材の伐出重機を使わず、年間生産量 1,000m3 以下の場合。地域住民が、家計やコミュニティの収入の多様化のために年に数本の木を伐採するレベルの小規模のオペレーション $^{106}$ 。

- 1) 事業者は伐採を行う。
- 2) 丸太の一次加工を行う。
- 3) 場合によってはホニアラかノロに輸送されて二次加工が行われる。

#### (b) 木材加工ライセンスに基づく大規模伐採

伐採重機を使用し、年間 1,000m3 以上を伐採する場合。上述の(b1)タイプよりも大規模なスケールでの操業となるが、商業的なスケールほどではない $^{107}$ 。この場合、伐採ライセンスと同様、伐採施業計画が伐採施業規範(Code of Logging Practice)を順守しているかの監督を受ける。

- 1) 事業者は環境影響評価 (EIA) を実施する。
- 2) 環境省からの開発同意書を取得する。
- 3) 林業研究省に年間伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 4) 林業研究省に林班伐採計画を提出し、承認を受ける。
- 5) 事業者は伐採を行う。
- 6) 丸太の一次加工を行う。

-

<sup>106</sup> NEPCon (2018) 前掲

<sup>107</sup> NEPCon (2018) 前掲

7) 場合によってはホニアラかノロに輸送されて二次加工が行われる。

### (3) 環境保護に関する法規

前述のように、伐採ライセンスないし木材加工ライセンス・タイプ B-(b)による伐採 を行う事業者は、伐採に先立ち、環境影響評価(EIA)を実施して公表環境報告また は環境影響報告書を作成し、環境・気候変動・災害管理・気象省の保全局長から開発 同意書を取得しなければならない。

森林資源・木材利用法により、標高 400m 以上の森林伐採は認められていない。ま た伐採によって河川や海洋保護区を汚染することも禁じられている。

#### 森林資源・木材利用法により、以下の樹種が保護種とされている。

- Rosewood (Pterocarpus indicus)
- Ironwood, Kwila (Intsia bijuga)
- カキ属(Ebony) (*Diospyros* spp.)
- Kauri (Agathis macrophylla)
- Ngali Nut (Canarium indicum)
- ▶ 果樹

また森林資源・木材利用(保護種)規則により以下の種は学術目的以外の伐採を禁止されて いる。

- オヒルギ属(Rhizophora spp.) および他のすべてのマングローブ樹種
- ▶ カキ属 (*Diospyros* spp.)
- ➤ Ngali Nut (*Canarium indicum*)
- ➤ Tubi (Xanthostemon) 108

ただし伐採道路や貯木場予定地に生えていた場合は伐採できる。またイザベラ州、チ ョイスル州などのニッケル鉱山開発においても伐採が認められている。

また遠隔地にある村の生計のためなどの特別な事情によっては、林業研究省コミッシ ョナーが特別伐採許可 (Forest Resources and Timber Utilisation (Exemption) Order) を出すことができる。ヴァニコロ島におけるカオリ、カールパイン、Agatis の伐採や、 イザベラ島における Tubi の伐採など(林業研究省 2019 年ヒアリング)。

なお 2019 年現在、ソロモン諸島には国立公園のような国レベルの森林保護区は存在 しない。

#### (4) 労働に関する法規

労働安全法(Safety at Work Act)に基づき、雇用者は従業員の健康と安全に配慮し なければならない。しかしながら政府によるモニタリングは行われていない109。また労

<sup>108</sup> Xanthostemon melanoxylon は、硬木として知られる高級樹種で、ソロモンクイーンエボニー、ソロモンブ ラックウッドなどとして知られている。

<sup>109</sup> NEPCon (2018) 前掲

働法(Labor Act)に基づき、12歳以下の児童労働は禁じられ、水・住居・医療サービスなどは提供され、集会や組合結成の自由は保障されなければならない。

また雇用者は従業員の所得税を PAYE システムによって支払い、ソロモン諸島国家積立基金 (National Provident Fund) に加入させ、事故や病気の際に保険が支払われるようにしなければならない。さらに外国人労働者の雇用には許可が必要である。

#### (5) 第三者の権利

伐採ライセンスないし木材加工ライセンスのライセンス取得者は、土地所有者や、そこでの活動を行う者の権利を配慮し、影響を最小化しなければならない。具体的には、 慣習地における自家消費ないし伝統的な目的のための狩猟、漁獲活動などへの影響である。(森林資源・木材利用(木材ライセンスと木材伐採)規則)。

ソロモン諸島の法律で明確に FPIC (自由で事前の十分な情報に基づく同意) を求める法規は存在しない。しかし前述のように、ソロモン諸島の大部分をしめる慣習地において、伐採会社は地域住民に対し、木材伐採権聴聞会 (Timber Right Hearing) を開催して事業計画を説明し、標準伐採合意書 (Standard Logging Agreement: Form 4) を作成しなければならない。

さらに土地に対する紛争の処理は以下のように規定されている。

- 1) 土地紛争がある場合は、首長協議会 (House of Chiefs) に訴える。その決定が受け 入れられない場合は、地方裁判所 (Local Court) に上訴できる。
- 2) 地方裁判所は 30 日以内に裁決を下す。受け入れられない場合は、慣習地上訴法廷 (Customary Land Appeal Court) に上訴できる。
- 3) 慣習地上訴法廷が裁定を下す。同意しない場合は高等裁判所(High Court)に上訴できる。

しかし地方裁判所や慣習地上訴法廷は、資金が十分でないにも関わらず土地紛争があまりにも多く、数百の未処理案件を抱え、十分に機能していないという報告もある<sup>110</sup>。

-

<sup>&</sup>lt;sup>110</sup> Allen, M., Dinnen, S., Evans, D., and Monson, R. (2013). Justice Delivered Locally: Systems, Challenges, and Innovations in Solomon Islands, Justice for the Poor Research Report, World Bank.

## 3.2.3 木材流通の関連法令・書類・証明システム等

### 1) 法令・許認可制度及び関連書類の概要

伐採ライセンス (Felling Licence)、木材加工ライセンス (Milling Licence) 保持者は、伐採量、入荷量、製材加工した量、製材生産量、販売量、輸出量を記録し、林業研究省に定期的に報告することが求められている。

木材加工工場は、個々の原材料の丸太・製材について、どこのライセンスホルダーから購入したのかを記録することは求められていない。また国内の木材流通に関する法規は存在しない<sup>111</sup>。ただし森林資源・木材利用法によれば、その法律に違反して得られた木材製品を受け取った者は罰金または懲役刑に問われる。

3.2.1.2)(3)で言及したソロモン木材加工輸出協会(SITPEA)やそのメンバーである付加価値木材協会(VATA)自身は流通を行っているだけであり、伐採ライセンスや木材加工ライセンスホルダーではない。このため取引している木材について林業研究省に対する報告は行っているが、環境・気候変動・災害管理・気象省に対する報告義務はない。

-

<sup>111</sup> NEPCon (2018) 前掲

## 3.2.4 木材・木材製品を輸出する際の法令・証明システム

## 1) 木材・木材製品の輸出に関する行政の体制

ソロモン諸島における木材伐採に関する政府部局とその役割は以下のとおり。

表 3.2.5 木材・木材製品の輸出に関する政府部局とその役割

組織名	役割など
林業研究省(Ministry of Forestry and Research)	■ 市場価格認証(Market Price Certificate)を発行する ■ 製材品の輸出許可(Permit to Export)を発行 ■ 原産地証明書(Certification of Origine)を発行
環境·気候変動·災害管理· 気象省(Ministry of Environment、Climate Change、Disaster Management and Meteorology)	■ CITES を所管
財務国庫省(Ministry of Finance and Treasury)国内歳入部(Inland Revenue Division / IRD)	■ 輸出税を所管
財務国庫省税関·物品税局 ( Customs & Excise Division)	
外務貿易省(Ministry of Foreign Affairs and Trade)	■ 貿易協定に責任を持つ
ソロモン諸 島 中 央 銀 行 (Central Bank of Solomon Islands: CBSI)	<ul> <li>森林ライセンス履行保証金特別基金(Forest Licence Performance Bond Special Fund)を管理</li> <li>木材輸出取引に関与する銀行を監督</li> <li>丸太輸出取引のための特定許可(Specific Authorities)を発行</li> </ul>

## 2) 法令の概要

ソロモン諸島における木材伐採に関する法令は以下のとおりである。この他、森林資源・木材利用法と森林法を置き換える法律案(Forest Bill)が 2004 年に作成されているが、現在でも承認に至っていない。

また長期的な計画を含む国家森林政策(National Forest Policy)が作成されており、 内閣の承認待ちとなっている<sup>112</sup>。また伐採持続性政策 (Logging Sustainability Policy) も作成され内閣の承認を受けている<sup>113</sup>。

表 3.2.6 法令とその詳細

法律および規則	制定•改 正年		具体的な内容
税 関 · 物 品 税 法 (Customs and Excise Act)	-	•	輸出税を規定
為替管理法(Exchange Control Act)	1976 年	•	海外との取引に関する法規
為 替 管 理 規 則 ( Exchange Control Regulations)	1977 年	•	丸太輸出のための輸出特定許可(Specific Authority to Export)を規定
森林資源·木材利用(保護種)規則(Forest Resources and Timber Utilization (Protected Species) Regulation)	2012 年	•	伐採禁止種、丸太のままの輸出禁止種を規定
野生動物保護·管理法 (Wildlife Protection and Management Act)	1998 年 制 定 、 2003 年 施 行 、 2017 年 改正	•	CITES に対応する法規

.

 $<sup>^{112}</sup>$  SIG (2018) 前掲。 2018年には内閣に提出されていたが、2019年 9月のヒアリング時点でも承認されていなかった。

<sup>113</sup> SIG (2018) 前掲

### 3) 許認可制度及び関連書類の概要

### (1) 丸太の輸出に関する手続き

1) 輸出事業者は林業研究省コミッショナーから市場価格認証 (Market Price Certificate) を取得する。

天然林から伐採された木材の輸出税は、輸出事業者が設定した予定価格に応じて課税される。輸出事業者は輸出前に樹種ごとの予定価格を政府に提出し、市場価格認証を受ける。予定価格は政府の隔週指標市場価格ガイドラインに記載した樹種ごとの最低輸出価格を上回る金額であることが求められる。

なおソロモン森林事業者協会 (SFA) によれば、市場価格ガイドライン記載の最低輸出価格は実際の販売時の価格よりも高額に設定されていることが多く、輸出事業者の不満が大きいとのことであった (2019年ヒアリング)。2019年8月には、ソロモン諸島からの木材の最大の輸出先の中国がソロモン諸島の林業研究省大臣を北京に招聘し、ソロモン諸島政府の定める最低輸出価格がいかに不当であるかという説明を行ったという (SFA2019年ヒアリング)。

一方で、輸出量の過少申告や樹種名の虚偽申告(価格の安い樹種として申告)による輸出税の脱税が行われているという報告も存在する<sup>114</sup>。図 3.2.5 が示すように、近年ソロモン諸島政府(=CBSI)に報告されている輸出額は、ソロモン諸島の木材を輸入している国で報告されている輸入額合計や、FAOとITTOのデータの値を大きく下回った金額になっており(※輸出「量」については両者の差は少ない)、その可能性があると考えられる。

また、植林の促進のため、植林木は輸出税が無料に設定されている(SFA2019年ヒアリング)。

2) 輸出事業者は森林コミッショナーに丸太輸出のための輸出特定許可(Specific Authority to Export)を申請し(Form Ex1)、ソロモン諸島中央銀行(CBSI)から取得。CBSI は輸出特定許可を税関に送付する。

中央銀行は林業研究省からの市場価格認証、輸出事業者の販売契約、信用状に基づいて特定許可を発行する。

- 3) 輸出事業者は税関に輸出税の支払いを申請する。 事業者は税関に対し、銀行からの保証書を提出するか、通常の輸出手続きを行う。
- 4) 輸出される木材の代金は、ソロモン諸島の銀行口座に振り込まれ、以下の配分で支払われる<sup>115</sup> (JICA2019、CBSI2019年ヒアリング)。ただし林業研究省は、現在この配分の変更を検討しているとのことであった(林業研究省 2019年ヒアリング)。
  - 輸出税:25%(うち8%は再植林費用)
  - 土地所有者:15%
  - 伐採企業/請負事業者:60%

<sup>114</sup> NEPCon (2018) 前掲

 $<sup>^{115}\</sup> https://lrd.spc.int/fact-publications-and-reports/doc\_download/50-development-of-market-information-system-for-solomon-island-timbers$ 

#### (2) 製材の輸出に関する手続き

丸太の輸出と異なり、製材品の輸出の際には輸出特定許可は不要で、輸出許可証 (Permit to Export) に基づいて輸出される。また市場価格認証制度は適用されない。

1) 輸出事業者は林業研究省から輸出許可証 (Permit to Export) を取得

輸出許可証の申請には、関連する伐採ライセンスまたは木材加工ライセンスの番号、材積、樹種、輸出する木材の価格、売買契約書類が必要。

輸出許可証には林業研究省の伐採ライセンスまたは木材加工ライセンスの番号が 紐づけられている。複数の木材加工ライセンスから生産された丸太から製造された 製品に対し、一つの輸出許可証が出されるケースもある。この場合でも木材加工ラ イセンスごとの明細書(タリーシート)が添付される。

- 2) 輸出許可証は、委託品を確認し手数料等を規定する税関・物品税局(Customs & Excise Division)に提示。手数料等の支払いが完了すると税関の承認が下りる。
- 3) 必要であれば、輸出事業者は農業検疫サービス(Solomon Islands Agricultural Quarantine Service)から植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) を取得することが可能。

証明書にはそのコンテナに実施された燻蒸について記述される。輸出先の国により、燻蒸は必須ではない。

5) 輸出事業者は税関に輸出税を支払い、税関の承認 (C25 Form) を取得。 丸太の輸出とは異なり、輸入事業者から輸出事業者への支払いは輸出税の支払いと は独立して行われる。

#### (3) 原産地証明書

輸出許可証申請時に、林業研究省から原産地証明(Certificate of Origin)の申請をするオプションがある。取得は随意ではあるが、丸太輸出を行っている SFA メンバーはすべての輸出丸太について、原産地証明書を取得している(SFA2019 年ヒアリング)。一方製材輸出を行っている SITPEA の加盟企業は原産地証明を取得していない(SITPEA 2019 年ヒアリング)。

原産地証明書は関連の輸出許可証が承認された場所で発行される。輸出事業者は船荷ごとに伐採林区、数量等を記載して林業研究省に申請する。ただし原産地証明書自体には伐採ライセンス、木材加工ライセンスなどの ID は記載されない<sup>116</sup>。

実際にソロモン諸島から中国に輸出された丸太が加工され、イギリスに輸出されたものについて、イギリス政府からソロモン諸島政府に対し、中国のサプライヤーから示された林業研究省発行の原産地証明に関する照会があり、林業研究省がそれに対応する伐採ライセンスのコピーを送ったことがあったとのことであった(林業研究省 2019 年ヒアリング)。

<sup>116</sup> PHAMA (2013) 前掲

#### (4) 輸出禁止樹種

- 1) 森林資源・木材利用(保護種)規則によって、科学研究目的以外の伐採を禁止されている以下の樹種は、当然輸出もできない。ただし環境・気候変動・災害管理・気候省の保全局長の承認によって伐採・輸出することが可能である(環境・気候変動・災害管理・気候省2019年ヒアリング)。
- ▶ オヒルギ属 (*Rhizophora* spp.) および他のすべてのマングローブ樹種
- ▶ カキ属 (*Diospyros* spp.)
- > Ngali Nut (Canarium indicum)
- ➤ Tubi (Xanthostemon)
- 2) 森林資源・木材利用(保護種)規則により、以下の樹種は、伐採は認められているが、丸太としての輸出が禁止されている。
- Rosewood (Pterocarpus indicus)
- Kwila / Ironwood (Instia bijuga)
- Kauri (Agathis macrophylia)
- ➤ Walnut (*Dracontomelum vitiense*)
- ➤ White beech / Canoe Tree (*Gmelina moluccana*)
- ➤ Vasa / Vitex (Vitex cofassus)

なお樹木ではないが、ラタン(Calamus spp.)についても製品としての輸出のみ許可されている。

- 3) 野生動物保護管理法によれば、以下の樹種の商業目的の輸出についても特別な許可 を必要とする。
- ➤ Kerosine wood (*Cordia subcordata*)
- ► Lantern tree (*Hernandia numphaeifolia*<sup>117</sup>)
- ▶ Black bead (Castanospermum austral)
- 4) CITES 記載種の場合、環境・気候変動・災害管理・気候省から輸出許可証を取得する必要がある。ソロモン諸島原産の CITES 記載種は以下のとおりである<sup>118</sup>。
- ➤ Dalbergia spp. (付属書 II)
- ➤ Gonystylus macrocarpus (付属書 II)
- ➤ Podocarpus neriifolius (付属書 II)

106

<sup>117</sup> なお正式な学名は H. nymphaeifolia

<sup>118</sup> NEPCon (2018) 前掲

# 附属資料

- 1. 伐採ライセンス(Felling Licence)
- 2. 木材加工ライセンス(Milling Licence)・タイプ B
- 3. 開発同意書(Development Consent)
- 4. 市場価格認証(Market Price Certificate)
- 5. 木材製品の輸出許可証(Permit to Export of Forest Produce)
- 6. タリーシート
- 7. 原産地証明書(Certificate of Origin): 丸太
- 8. 原産地証明書(Certificate of Origin):製材品
- 9. CITES 輸出許可証(CITES Permit)

# 1. 伐採ライセンス(Felling Licence)

	FORM B
	Forest Resources and Timber Utilisation Act (Cap.40)
ore	st Resources and Timber Utilisation (Felling Licences) Regulations 2005 Section 44, regulation 4) FELLING LICENCE Licence No:
	nsee (name and address): IADI, HONIARA
Date	Licence takes effect: 28/08/2019
Date	Licence expires: 28/08/2024
Des	cription of land licence applies to: (including province and locality where land is ted) in
	土地を所有するコミュニティ名
Tim	土地を所有するコミュニティ名 e after issue of licence within which licensee to commence operations:
	e after issue of licence within which licensee to commence operations:
Cor	e after issue of licence within which licensee to commence operations:

## 2. 木材加工ライセンス(Milling Licence)・タイプ B

#### **NOT TRANSFERABLE**

R.g. 2(1) (b)

Licence No:

Date of issue: 23/09/2019
Date of expiry: 23/09/2020

#### THE FOREST RESOURCES AND TIMBER UTILISATION ACT

## THE TIMBER (LEVY AND MILL LICENSING) REGULATIONS

### LICENCE TO OPERATE A MILL

(Where the licensee is not authorized to fell trees by a licence issued under section 5 of the ACT)

Subject to the provisions of the Act and any Regulatio is made thereunder in force from time to time during the currency of this licence and to the under-mentioned conditions. Licence is hereby granted to:

(Name)	
of (address)C/	
(herein after called the Licensee) to install and operate mills/ mill at/ within: (place o	r
area)RavaRava Customary land. Choiseul Province	

#### **Conditions**

- 1. The licensee shall only produce sawn timber and small not produce any other form of milled timber save under and in accordance with the terms and conditions of the prior written approval of the Commissioner of Forests.
- 2. No timber may be milled other than timber from trees which have fallen or been felled within (areas)...as above..... it shall be the responsibility of the Licensee to ascertain the place in which trees have fallen or been felled.

Provided that timber from trees which have fallen or been felled outside the said area covered by the Licence/authority may also be milled with the specific written approval of the Commissioner of Forests.

3. The licensee shall not produce more than (cuantic 990/m3annum.... timber in any one calendar year without the approval of the Commissioner, nor shall the licensee produce any other form of milled timber in excess of the quality authorized by the Commissioner of Forest Resources under Condition 1 hereof.

- 4. The licence shall not acquire log timber in excess of quantities notified to him in writing by the Commissioner of Forest Resources (which in the opinion of the Commissioner are sufficient to produce the maximum output of milled timber authorized under conditions 1 and 2 hereof).
- 5. The licensee shall have records of log timber acquired, log timber milled and milled timber produce, sold, supplied and exported and the value thereof in such manner and to such extend as the Commissioner of Forest Resources may require and shall render to the Commissioner of Forest Resources such returns of the same at such intervals and in such manner as the Commissioner of Forest Resources may require. All such records as aforesaid shall at all reasonable timber be open to inspection by the Commissioner of Forest Resources or any other Forest Officer authorized in writing in that behalf by the Commissioner of Forest Resources.
- 6. The Licensee shall ensure that his working practices are sage and comply with such direction (of any) as may from time to time be given by the Commissioner of Labour for the prevention of accidents and securing safe working conditions for employees.
- 7. The Licence is not negotiable or transferable.
- 8. The Commissioner of Forest Resources may cance: this Licence if the Licensee shall commit an act of bankruptcy or have a receiving or made against him or if distress or execution be levied against the mill/mills licensed hereunder or if proceedings be commenced for winding up the Licensee.
- The Licensee shall not cease production of milled timber for any period in excess of three months without the prior written approval of the Commissioner of Forest Resources.

COMMISSIONER
FORMSTS

DatReeves Moven.......

#### G.T. R. No: 0666569

Note: The Licensee should study the Forest Resources and Timber Utilization Act and the Timber (Levy and Mill Licensing) Regulations. Section 39 of the Act empowers the Commissioner of Forest Resources to cancel or suspend this Licence for contravention of any of its terms and conditions or any of the provisions of the Act or Regulations.

## 3. 開発同意書 (Development Consent)

Form 5 SECTIONS 22(3)(a) and 24(3)(a) DEVELOPMENT CONSENT Pursuant to an application for development dated 18 FEBRUARY, 2011, this DEVELOPMENT CONSENT is issued to to undertake the approved prescribed development in terms of section 22 of the Environment Act. The approved prescribed development is LOGGING OPERATIONS and is located in LOT 1, LOT 2, LOT 9 & LOT 10 of LR 598 and CUSTOMARY LAND BELOW LOT 1, LOT 2, LOT 9 & LOT 10 on /Honiara-City. The following conditions shall APPLY in addition to the conditions prescribed in these Regulations and in the Act. This Development Consent is valid until such time as the abovementioned approved 1. prescribed development is completed. 2. The holder of this Development Consent shall not undertake or cause to be undertaken any other development other than that. 3. This Development Consent is non-transferable. The holder of this Development Consent, its agent, servents or officers shall permit the 4. Director or Inspectors unhindered entry to any premises or location in which the prescribed development is situated and shall provide any assistance as the Director or Inspector may require. The Director may at any time, vary or remove any conditions or restriction to this consent by notice in writing served on the holder of this consent. The development proponent shall pay the prescribed consent fee on being granted the 3 development consent. The holder shall conduct the approved operations under the development consent only 7. within the area of land specified herein. The holder shall conduct the approved operations under the consent in a manner that 8. complies with the conditions of this consent, the Environmental Management Plan, the Act and subsidiary legislation made under the Act. issued at HONIARA 31st this day of MARCH 2011 Seal Joe Horokou Director Environment and Conservation Division

## 4. 市場価格認証(Market Price Certificate)

\*EXCHANGE CONTROL ORDINANCE 1976 (NO. 21 OF 1976)

\*EXCHANGE CONTROL (FOREIGN EXCHANGE) REGULATIONS 1977 EXCHANGE CONTROL APPLICATION FOR SPECIFIC AUTHORITY TO EXPORT ROUND LOGS

### CONSIGNMENT DETAILS AND REQUEST FOR MARKET PRICE CERTIFICATE

Name of Applica	nt: _				
Applicant's Licen	ce No.:				
Address:	_				
Name of Agent:	_				
Name of Ultimat	e Buyer:				
Relationship to A (State of agent but	agent/Buyer: _ yer owns, is owned	l by or is under comi	mon ownership or o	otherwise related t	o seller)
Ultimate Destina	tion of Goods: _	-			
Proposed Date 8	Place of Export:				
Name of Vessel:	· •••			<u>-</u>	
Species	Size Class	No. of Log Species	Estimated Volume (M3)	FOB Price USD/M3	Total Value USD
1.10				•	
	Was 1 - E				
	TOTAL	<u></u>			
Total FOB Export	t Value of Consig	nment SI\$			
		•	•		rice Certificate in respect of perport the said consignment.
	_			Aushaniand C	Official

## 5. 木材製品の輸出許可証(Permit to Export of Forest Produce)

FD 211

1		7
i FII Dommit Simmbor		
FD Permit Number	K-	

## **Permit to Export of Forest Produce**

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
·
See consignment details in attached application
M V Sofrana Surville, Voyage 254
Honiara, Solomon Island. 26/08/19
Auckland , New Zealand

22/8/19 Date COMMISSIONER
FORESTS

Col Missioner of Forest

Copies:

Exporter

Customs and Excise Division

FD Records

epresentative

## Application for Expost Permit for Forest Produce

To: Commissioner of Forests
Ministry of Forests, Environment and Conservation.

Name of Applicant: (Person & Company)	
Licence Number: !or Licence Number of Sawmiller Where Timber was Produced)	7, 00 (0)
Name & Full Address of Buyer:	chis Vivient Sour Dalle tumber Ital
Name of Vessel:	
Blees of Francisco Laboratory Brees	
Place of Export and Approx. Date:	HONIARA, 26/08/19
Ultimate Destination of Goods:	Auckland, New Zealand.

## Consignment Details

Quantity (m³)	Description (species, grade and size)	Unit Value	FOB Value
18.567 m3	Rough Savin 150 x:10	নুহত-	13925-25
Personal Control of the Control of t	Voltac - imbers	-	
		<u> </u>	
		<u> </u>	
	1 3		
TOTAL	18-567 m3	USD 13,	925-25

Please attach a copy of the EVIL ENCE OF SALCS to this application.

i declare the above information to be true in all respects and request the issue of a permit for export of Forest Produce for the above consignment.

21/08/19

## 6. タリーシート

# TALLY SHEET/PACKING LIST

Container number: TRHU 3592833			Species: vitex				Date: 21/08/19										
pkts		1.8	2.1	2.4	2.7	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	5.4	5.7		Т
pkts	sizes	_	_	ļ												Lengths [lm]	Volume [m³]
1	150x50	$\neg$	56	+	+	+	+-	56	+	+	-	-		-			
2	150x50		100	56	+	+	+	30		+	<del> </del>	—		<u> </u>		319.2	2.394
3	150x50	+	+	7	+	+	56	ļ	+		Ŀ	_	-			319.2	2.394
4	150x50	<del></del>	+	<u></u>	49	49	1	-					L			319.2	2.394
5	150x50	+	+-	28	28	29	27				L.		L.			318.9	2.392
6	150x50		-	-	48	48		-								273.6	2.052
7	150x50	96	25 48	1	22	22	4	22	-	-						272.7	2.045
8	150x50	- 30	48	-		-										273.6	2.052
	250,50	1		32		32										172.8	1.296
Loose	150x50	_	+	66	┼	16		+	+	+	<u> </u>	<u> </u>			-		
invers				55		10				1					1	206.4	1.543
	totals	-										$\vdash$		-	†		+
	totals	96	129	100	147	196	94	78	1						_		40.00

Total pieces: 930

total volume: 18.567m³

## 7. 原産地証明書 (Certificate of Origin): 丸太

MINISTRY OF FORESTRY & RESEARCH



## 8. 原産地証明書(Certificate of Origin): 製材品



# MINISTRY OF FORESTRY & RESEARCH

P.O. Box G24 Honiara Solomon Islands

SOLOMON ISLANDS GOVERNMENT

Facsimile: (677) 24660 elephone: (677) 24215

Date: 28/08/2019

Licence No: A201026 FD Permit Number: K-232/19

TO WHOM IT MAY CONCERN

CERTIFICATE OF ORIGIN

The Ministry of Forestry & Research in the Solomon Islands hereby certify that Nineteen Decimal Two Seven Nine (19.279) cubic metres of Pterocarpus Indicus (Rosewood) Sawn Timbers loaded on are originally from Solomon Islands and that this timber comes from legally licensed area(s).

Consignee:

AUSTRALIA

1 FCL of Pterocarpus Indicus (Rosewood) Sawn Timbers

19.279m3

Thank you

Container No.

Reeves Moveni

Commissioner of Forests

Ministry of Forestry & Research

# 9. CITES 輸出許可証(CITES Permit)

	ENDANG WILD PA		SOLOMON	DISLANDS CHARK  CIPRON (Name Address	DATE	OF SEAL
ORIGINAL	Country of Import		COMMERCIAL/SC	Nerva address STANFI	SIGNATURE MIGNATORY of Natingarines has Ministry of Envi	COF APPLICANT hostly ironment, Climate ar Mangement and Met
7	For all tive a	mit is valid for (1) s impany the shipme unimals, conditions must Regulation requirements	nt. It comply with JA7A		Honlara Solomon Isla Ph:23031/2 Fax:	
2-	Life Clavial	rogania, jagar jiro	and the ser consequent		DOME.	-111
				1111	4.4	
-					- 41	
					- 1	
0		- 1		11 50 50	3	111
2					- 91	
					_	
5				100		
2						
untry	Of Origin	Permit NO.	Date	Country of last re	export Certifica	ate No. Date
mon is		Tempereo.	Cuic	Country of the 10	Caport Octavio	Date.
ue St						
	ALSELL XPORY				VOYAGE NO. DESTINATION PORT	
	g/Ainwaybill No:	-			DESCRIPTION FOR	Validation
	at the above described	and the later of the later	OFFICIAL STAMS		E Land	15 ea. 29
	by me and found to be I		Please tok doc		2 eta.	16 ea. 30
er ywilch	aled for export.		CUSTOMS & EXER	CUSE		17 ea. 31 18 ea. 32
v	alldated by:		ECOMECOM			18 ea. 32 19 ea. 33
- 7			QUARATINE		7. ea.	21 ea. 35
					8 ea. 9 ea.	22 ea. 36
Ignat	ure:			- 1	9 ea.	22 ea. 36 23 ea. 37 24 ea. 38 25 ea. 39 26 ea. 40
esigr	nation:				10 ea.	24 ea. 38 25 ea. 39
	of Export:				12 eb.	26 ea. 40
rate 0	a Export	2010			13 ea. 14 ea.	27 ea. 41 28 ea. 42